

平成31年 第1回

仁木町議会定例会会議録

(1日目)

開 会 平成31年3月8日(金)

散 会 平成31年3月8日(金)

仁 木 町 議 会

平成31年第1回仁木町議会定例会（1日目）議事日程

- ◆日 時 平成31年3月8日（金曜日）午前9時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について（専決第1号）
日程第7 議案第1号 平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）
日程第8 議案第2号 平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第9 議案第3号 平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第4号 平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第11 執行方針 平成31年度仁木町町政執行方針
平成31年度仁木町教育行政執行方針

平成31年第1回仁木町議会定例会（1日目）会議録

開 会 平成31年3月8日（金） 午前 9時30分
散 会 平成31年3月8日（金） 午後 2時21分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 上 村 智 恵 子

出席議員（9名）

1 番 佐 藤 秀 教 2 番 嶋 田 茂 3 番 住 吉 英 子
4 番 野 崎 明 廣 5 番 宮 本 幹 夫 6 番 林 正 一
7 番 水 田 正 8 番 上 村 智 恵 子 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（0名）

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	産 業 課 長	鹿 内 力 三
副 町 長	林 幸 治	産 業 課 参 事	四 十 坊 供 之
教 育 長	岩 井 秋 男	建 設 課 長	可 児 卓 倫
総 務 課 長	新 見 信	教 育 次 長	奈 良 充 雄
財 政 課 長	渡 辺 吉 洋	学 校 給 食 共 同 調 理 場 所 長	渡 辺 和 之
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	農 業 委 員 会 会 長	鶴 田 壽 廣
企 画 課 長	嶋 井 康 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	泉 谷 享
住 民 課 長	川 北 享	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(新 見 信)
ほ け ん 課 長	岩 佐 弘 樹	監 査 委 員	原 田 修

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇
総 務 議 事 係 主 事 干 場 雅 矢

開 会 午前9時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、9名です。

定足数に達していますので、只今から、平成31年第1回仁木町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・住吉議員及び4番・野崎議員を指名します。

日程第2 議会運営委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。住吉委員長。

○議会運営委員長（住吉英子）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本定例会を開催するにあたり、去る2月28日木曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本定例会には、承認1件、議案20件、発委1件、意見書4件の計26件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般質問の通告が、5人から7件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。別紙、議事日程のとおりであります。はじめに、定例会1日目。日程第5までは、これまでと同様に進めます。日程第6の専決処分事項の承認については即決審議をお願いいたします。日程第7から第10の補正予算につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第11の執行方針につきましては、『平成31年度仁木町町政執行方針』、『平成31年度仁木町教育行政執行方針』の説明でございます。1日目はここまでとし散会といたします。

次に、定例会2日目。日程第12の一般質問につきましては、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、住吉議員2件、嶋田議員1件、上村議員2件の順でございます。日程第13から第16の平成31年度各会計予算につきましては、一括提案説明を受けた後、特別委員会を設置し、これに付託して休会中に審査することとし、会議を休憩に移し、別室にて正副委員長の互選を行います。名称につきましては、平成31年度各会計予算特別委員会、委員数は議長を除く全議員8名でございます。日程第17の条例制定、日程第18から第19の条例改正、以上3件につきましては、予算に関連する議案のため、一括提案説明を受けた後、平成31年度各会計予算特別委員会に付託し、審査いたします。

平成31年度各会計予算特別委員会の日程案について、申し上げます。1日目・3月11日は、正副委員長の互選を行います。2日目・3月12日は付託議案の説明を行います。3日目・3月13日、4日目・3月14

日は、付託議案の質疑を行います。3月15日を休会とし、土日を挟みまして、5日目・3月18日は付託議案の質疑及び討論・採決を行います。続いて、日程20から23の条例改正につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。日程24から第26の条例改正につきましては、3件を一括議題とし、いずれも即決審議をお願いいたします。日程第27から第28の計画変更につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。2日目はここまでとし、散会といたします。

続いて、定例会3日目。日程第29の発委につきましては、即決審議をお願いいたします。日程第30から第33の意見書につきましては、いずれも即決審議をお願いいたします。なお、提出者及び賛成者につきましては、お手元に配布のとおりでございます。日程第34の委員会の閉会中の継続審査、日程第35の委員会の閉会中の所管事務調査につきましては、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

次に、会期について申し上げます。平成31年第1回仁木町議会定例会招集日は、本日、3月8日金曜日。会期は、開会が3月8日金曜日、閉会が3月22日金曜日の15日間といたします。なお、3月9日から10日、12日から18日、20日から21日は休会といたします。

最後に、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日、3月8日から3月22日までの15日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月8日から3月22日までの15日間とすることに決定しました。

次に、会期中における休会についてお諮りします。仁木町議会会議規則第9条第1項及び第2項の規定に基づき3月9日から10日まで、及び12日から18日まで、並びに20日から21日までの計11日間休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、3月9日から10日まで、及び12日から18日まで、並びに20日から21日までの計11日間休会とすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』を行います。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明員として出席を求めた者はお手元に配布のとおりです。監査委員から、平成30年度第10回から第12回の例月出納検査報告書、並びに平成30年度第2回定例監査報告書が提出されております。内容はお手元に配布のとおりであります。定例監査報告については、後程この諸般の報告の中で原田代表監査委員からその監査結果についてご報告いただくことになっております。続いて、平成30年第4回定例会以降の議長の活動報告についてを印刷し配布しております。

2月13日には、後志町村議会議長の定期総会がポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。定期総会では、平成31年度の事業計画などを審議し、北海道町村議会議長会への後志からの提案事項として、昨年に引き続き「高速交通ネットワークの早期整備」を要望することで決定してまいりました。定期総会終了後には後志総合振興局長の勝木雅嗣氏から「可能性に満ちあふれた地域 後志 大きく変化する時代を見据えて」と題して、後志管内の各町村における取組や、北海道新幹線の開通や高速道路の延伸によって、大きく広がる後志の可能性などについて講話を拝聴してまいりました。

2月25日には、北海道町村議会議長会創立70周年記念式典が同じくポールスター札幌で開催され、出席してまいりました。

当日は、道内の各町村議会議長や歴代の議長会役員など300名余りが出席し、来賓として高橋はるみ北海道知事や、櫻井正人全国町村議会議長会会長などの出席を仰ぎ、盛会に挙行されました。今後も北海道町村議会議長会並びに全国町村議会議長会の発展のため、引き続き協力してまいる所存であります。

続いて、広域連合議会の開催状況について報告いたします。北しりべし廃棄物処理広域連合議会の定例会が2月8日に開催され、私と上村副議長が出席してまいりました。北後志消防組合議会及び北後志衛生施設組合議会両議会の臨時会並びに定例会がそれぞれ開催され、私が出席しております。後志広域連合議会は2月27日に定例会が開催され、広域連合議会議員であります上村副議長から復命書の提出がありました。それぞれの議会における議決内容については、お手元に議案の抜粋を添付しておりますので、後程ご高覧願います。なお、私の活動報告については、議会事務局へ復命書を提出してありますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

また、議長の活動報告には記載していませんが、本町議会で発行しております「議会だより にき」が、この度、第33回町村議会広報全国コンクールにおいて10位入賞を果たしました。この度の受賞は本町議会として3度目の受賞ということで、日頃から、町民に親しまれる紙面づくりを心がけ、より良い広報紙作りに向けて調査・研究を重ねてきた成果であり、議会としても大変光栄なことであります。編集作業にあたられています、住吉議会広報編集特別委員会委員長をはじめ、嶋田副委員長、佐藤委員、野崎委員、この度の受賞誠にありがとうございます。

それでは、原田代表監査委員から、平成30年度第2回定例監査の結果についてご報告をいただきます。原田代表監査委員。

○代表監査委員（原田 修）改めておはようございます。

平成30年度第2回定例監査報告書について申し上げます。

第1 監査の概要でございます。1. 監査の実施日は平成31年2月5日、6日、7日の3日間でございます。2. 監査の対象は、随意契約による契約事務の執行状況についてであります。3. 監査の方法でございます。第2回定例監査は、佐藤町長、林副町長、岩井教育長をはじめ、関係課長らの出席を求め、町

から提出された資料に基づき、関係書類の監査を実施いたしました。4. 監査の結果の区分であります。監査の結果については、是正、改善又は検討を要することとした事項を次により、指摘事項、指導事項、検討事項に区分してあります。内容については、後程ご高覧を賜りたいと思います。

次のページ、13ページ、第2 監査の内容についてでございます。随意契約による契約事務の執行状況について記載してございます。後程ご高覧を賜りたいと思います。

次のページ、14ページ下段でございます。随意契約による締結の実績、表1でございます。所管課、件数、合計金額、備考とそれぞれ分けてあります。合計では契約件数が114件、金額にいたしますと2億3748万5919円でございます。そのうち、競争見積件数が21件、一社見積が93件となっております。

続いて、14ページの2でございます。第3 監査の結果についてであります。指摘事項、指導事項は特にありませんでした。検討事項についてであります。1点目、地方自治体の契約事務は競争入札が原則であり、随意契約は地方自治法施行令で定める事項に該当する場合に限り認められています。しかし、法令の解釈を誤っていたり、随意契約の根拠が明確でない事例も見受けられたことから、再度、随意契約となった根拠を確認し、前例踏襲的な運用は避けるようにご留意願います。2点目、仁木町財務規則に基づき、一社見積による随意契約とした例も多く見受けられましたが、公平性の観点から随意契約に至った理由を客観的に判断しても納得のいく説明が出来るように留意願います。3点目、前述のとおり随意契約は競争入札により難しい場合に用いる特殊な手法であることを念頭に、長期継続契約の導入や業務開始前の入札などの検討を行い、可能な限り競争の原則を損なうことのないよう適正な事務の執行にあたっていただきたいと思っております。以上で第2回定例監査の報告といたします。

○議長（横関一雄）原田代表監査委員並びに宮本監査委員、何かとお忙しい中での定例監査、大変ご苦労様でした。

佐藤町長には、只今の監査報告における検討事項等を十分に精査されまして、種々改善されますことを議長としても求めておきます。

さて、今定例会には、平成31年度の一般会計予算をはじめ、3特別会計の予算、更には条例制定・改正などが上程されております。議員各位ご承知のとおり、予算はこの1年間の収入と支出の見積りであると同時に、住民に対してどれほどの租税公課等の義務を付することになるのか、また、どれだけの行政サービスを行うのかを決めるものであります。議員各位に今定例会での活発なご審議をお願い申し上げ、私の諸般の報告といたします。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）皆さん、改めましておはようございます。

平成31年第1回仁木町議会定例会が開催されるにあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成31年第1回仁木町議会定例会を開催いたしましたところ、横関議長、上村副議長をはじめ議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のところ、このようにご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、原田代表監査委員、鶴田農業委員会会長におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席

を賜り、誠にありがとうございます。

皆さんご承知のとおり、今年はG20首脳会合、いわゆるサミットが日本で初めて開催されます。6月28日及び29日にG20大阪サミットを開催しそのことに関連し、国内8都市では、関係閣僚会合も開催されます。そのうちの一つであります観光大臣会合が先般、今年の10月25日に倶知安町におきまして開催することが決定されました。同じ後志管内の地域で開催されることに對し、誇りを感じますとともに、管内の自治体として心から歓迎の意を表する次第であります。また、行政報告の中でも申し上げますが、2月7日に日本貿易振興機構ジェトロ主催によりますG20関係国大使が参加された大使館員招聘ツアーが開催され、G20開催地であります。倶知安町はじめ、仁木町・余市町を視察されました。本町に関しましては、N I K I H i l l s ヴィレッジを訪れ、昼食会が行われ冬景色の中で飲むワインの魅力を感じていただき、同時に、新たなワイン産業の可能性も理解していただけたものと受けとめているところであります。数多くの大使館員との会話の中で印象的だった言葉が「ワインは世界各国、多種多様に存在しているが、ワインはその地域の良さを引き出すアクセントのような存在である。ワインと触れその地域の魅力を引き出せるものであれば、地域振興につながっていくのでは」とお話をされており、私も共感した次第であります。国内外からの観光客を引き寄せるにはその地域の歴史・風土、特産品の魅力をどのように発信させ、いかに感じ取ってもらうことができるのかが重要であります。一度、仁木町に行ってみたい、また仁木町に行きたいと思っただけの要素を作ることが観光産業の発展につながるものと考えております。今後後志地域は道内はもちろんのこと、全国的にも注目される地域なるものと予測しております。それに向けた環境仕組みづくりを今から準備していくことが大いに求められますし、地域単体ではなく、地域間の連携も必要となりますので、今後におきましても連携を更に強化させ、地域の魅力発信に向けて取り組んでまいり所存であります。

さて、本題に戻りますが、本定例会には、住吉議会運営委員長からご説明がありましたとおり、承認1件、議案20件、計21件の議案を提出しております。

平成31年度予算案等のご審議をいただくにあたり、私の方から来年度に向けて町政に対する考え方及び予算案の概要について申し上げ、議員各位の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますとともに、格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます、平成31年第1回仁木町議会定例会開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。

それでは行政報告をさせていただきます。

はじめに、G20大使館関係者招聘事業について申し上げます。日本貿易振興機構（ジェトロ）主催事業といたしまして、北海道震災復興支援事業の一環として、「さっぽろ雪まつり」の期間に合せ、在京大使館関係者、海外メディア、インフルエンサーの皆さまを招聘し、冬の北海道を知っていただく視察会が2月7日に開催されました。内容といたしましては、17か国から計42名の在京大使館関係者が、G20開催地である倶知安町のHANAZONOリゾートをスタートし、N I K I H i l l s ヴィレッジを訪れ、その後、余市町のニッカウキスキー余市蒸留所を訪れる内容でありました。本町のN I K I H i l l s ヴィレッジでは、ウェルカムランチレセプションが開催され、本町の冬の田園風景と食事を存分に楽しまれている中、町民を代表し歓迎の挨拶をさせていただきました。本町での滞在にご尽力をいただきました関係各位に対し、この場をお借りし、心から感謝申し上げる次第であります。

次に、株式会社北海道銀行との地方創生に関する包括連携協定の締結について申し上げます。2月25日札幌市の株式会社北海道銀行本店におきまして、同行と地方創生に関する包括連携協定を締結いたしました。この度の協定は、地方創生の推進に向けて、基幹産業である農業の振興、6次産業化や観光産業の推進、移住・定住促進に関する事業などで積極的な連携と協力を行うことを目的としており、全道で28番目、後志管内では倶知安町、ニセコ町に次いで本町が締結したものであります。北海道銀行は、平成28年6月に株式会社もりもとと地域連携包括協定を締結した際、コーディネート役を担っていただいたほか、その後も、同社への菓子原料の供給についてアドバイスをいただいていたところであり、地域金融機関として培ってきた経験や知識により、各地で地方創生の取組に連携・協力してきた実績があり、本町といたしましても、この度の包括連携協定締結を契機に、経済的な活性化、地域力の向上が図れるものと期待しているところであります。

次に、仁木町定住促進事業について申し上げます。仁木町定住促進事業につきましては、人口減少に歯止めをかけ、定住人口の増加を進めることを目的として、町内に住宅を建築又は改修する移住者・子育て世帯及び若年世帯に対して事業費の一部を補助し、支援を行っております。平成30年度においては、町広報紙及びホームページで周知を行い募集したところ、新築住宅取得補助事業には町内外から9件、住宅改修補助事業に3件の申請がありました。現在まで、新築住宅取得補助事業では6件1200万円、住宅改修補助事業では3件300万円を交付しており、今後、実績報告を待って新築住宅取得補助事業で3件600万円を交付する見込みとなっております。

次に、第2回フルーツ&ワインマラニックについて申し上げます。昨年8月5日に道内外から約450名の参加をいただき開催しましたフルーツ&ワインマラニックについて、本年は7月14日に開催が予定されている第36回仁木町さくらんぼフェスティバルと合わせて開催することとして準備を進めております。この度の第2回フルーツ&ワインマラニックでは、私が実行委員長となり、町、観光協会、商工会、新おたる農業協同組合、北海道信用金庫などの職員が実行委員会を組織し、昨年の課題や反省点を踏まえ、町内の観光農園やワイナリーを始め、町内外の企業や団体からの協賛や協力の下、開催するものであります。

内容につきましては、25Kmコース200名、10Kmコース300名の計500名を募集し、町民センター前をスタートしてコース途中の観光農園やワイナリーなどに設ける休憩ポイント（エイドステーション）に立ち寄り、本町の美しい風景の中で農産物やワイン、ジュースなどの味覚を堪能していただきながらゴールを目指すものとし、ゴール地点のフルーツパークにきでは、引き続き、さくらんぼフェスティバルも楽しんでいた内容となるよう企画しているところであります。参加いただく皆さんには、本町の魅力に触れていただくと同時に、地域の皆さんとも交流を持っていただき、地域をあげて楽しめるイベントとなるよう準備を進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、仁木町ワインツーリズム振興事業について申し上げます。国の地方創生推進交付金を活用した、仁木町ワインツーリズム振興事業といたしまして、1月26日、東京都新宿区において、新規ワイナリー事業者の発掘を目的としたセミナーを開催いたしました。内容といたしましては、「ワイナリー経営と仁木町の未来を語るセミナー」と題して、株式会社N I K I H i l l s ヴィレッジ取締役で醸造を担当する磨直之氏から本町でのワインづくりについて講演をいただいたほか、個別ブースでの相談会を実施いたしました。当日は、首都圏を中心に37名の参加者が集まり、そのうちワイナリー経営を志す方と個別相談を行

ってまいりました。本セミナーの成果といたしまして、3名の方が平成31年度から地域おこし協力隊制度等を活用しながら、本町でワイナリー経営を目指すことで準備を進めております。また、1月18日には冬のJR仁木駅を会場に仁木町観光協会主催によるワイン会が開催され、当初予定した定員を上回る賑わいの中、地域や民間団体等の主体的活動が芽生え始めたものと実感したところであります。今後におきましても、多様な取組を通じて、本町のワイン産業の発展を図ってまいります。

次に、ふるさと納税特産品贈呈事業について申し上げます。ふるさと納税特産品贈呈事業につきましては、昨年10月26日開催の仁木町議会全員協議会で説明させていただきましたとおり、国からの返礼品内容の見直しに関する指導強化に伴い、返礼品の受付を11月1日で休止し、併せて、自治体間で競合する寄附募集環境に耐えうる本町に適したふるさと納税の仕組みを構築するため、平成31年度以降の委託事業者を公募型プロポーザル方式により広く募集いたしました。募集の結果、民間事業者5者から企画提案書の提出があり、2月7日にプレゼンテーションを実施し、仁木町プロポーザル選定委員会による審査を行い、当該事業の履行に最も適した提案事業者として、東京都江東区に本社があり、札幌市に営業所を構えるレッドホースコーポレーション株式会社を特定いたしました。今後、本年4月1日からの事業再開に向け、新たに選定した企業のスキルやノウハウを十分に活用し、準備に努めてまいります。

次に、七曲橋配水管仮設工事について申し上げます。大江1丁目、余市川に架かる七曲橋に添架している配水管（鋼管）につきましては、現在3件に給水（住宅2件・納屋1件）しておりますが、昭和53年の布設から40年が経過し、老朽化が進み、昨年9月に赤錆を原因とする濁りが発生したことから、配水管の末端に整備している排水弁で排水調整を行い、水質管理を実施してまいりました。本年1月に入り、再び水道水の濁りが発生し、各家庭での水出しや排水弁での排水量を調整するなど対応したことにより一時的に濁りは納まったものの、数日後には再び濁りが発生、水質悪化の頻度が高くなる状況が続いたことから、早急な対策が必要であると判断し、2月12日に大江七曲橋配水管仮設工事を発注、3月15日までには仮設管（ポリエチレン管）による水道水の供給に切り替える予定であります。なお、本配水管につきましては、現在実施中の配水管整備事業により、平成31年度に実施設計・平成32年度（2020年度）に布設替工事の実施を予定しております。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の供給に努めてまいります。

行政報告は以上であります。別途お手元には、平成30年度事業発注状況表（契約金額が100万円以上の事業）、平成30年度事業発注状況表（契約金額が100万円未満の事業）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）皆さんおはようございます。

平成31年第1回仁木町議会定例会、教育行政報告について申し上げます。

はじめに、水泳での全道大会出場結果について申し上げます。2月23日、24日の2日間、札幌市において第41回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会北海道予選会が開催され、仁木中学校2年生の下田羽竜さんが、13歳から14歳の部で、男子100m自由形、200m自由形、400m自由形の3種目に出場し、上位入賞とはならなかったものの精一杯の泳ぎができたとの報告を受けております。大会出場に

向け日々練習に励んだ選手の努力はもちろんのこと、保護者のご支援に敬意を表するところであります。なお、大会参加費用に係る報償費に不足が生じるため、今定例会において補正予算を計上させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、仁木町民スキー場について申し上げます。指定管理者として株式会社北海道名販（代表取締役元田英樹氏）が管理運営を行っております、仁木町民スキー場の今年度の運営につきましては、積雪の状況により当初予定しておりました12月23日にオープンすることができず、12月29日のオープンとなりましたが、大きな事故もなく3月3日をもちまして終了しております。開設期間中には、1月4日から9日までの6日間、仁木スキー連盟主催による小学生スキー教室が開催され、182人（昨年度211人）が受講し、大変好評であったと伺っております。また、2月9日には第37回仁木町民スポーツスキー大会兼第41回ジャイアントスラローム大会（26人参加）、2月23日には第28回フルーツランドカップジュニアジャイアントスラローム競技大会（50人参加）が開催され、両大会とも無事に終了しております。利用状況につきましては、スキーリフト乗車人数が6万406人、スキーリフト券売上金額は566万8000円であったとの報告を指定管理者より受けております。今後とも、町民の冬期スポーツ振興、保健体育の向上及び普及を目指し、地域に愛されるファミリースキー場として多くの皆さまに利用していただくため、引き続き仁木スキー連盟と連携を図りながら安全管理体制の保持を第一に指定管理者とともに鋭意努力してまいります。

行政報告には、平成26年度から平成30年度までの仁木町民スキー場利用状況表を掲載してございますので、後程ご高覧いただきたいと思います。

結びに、今後の文化、スポーツ振興における町民と子どもたちの活躍をご期待申し上げ、平成31年第1回仁木町議会定例会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の教育行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

北海道市町村総合事務組合同約の制定並びに廃止について

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・北海道市町村総合事務組合同約の制定並びに廃止について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第1号でございます。

専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、北海道市町村総合事務組合同約の制定並びに廃止について（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。北海道市町村総合事務組合同約の制定並びに廃止について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成31年2月1日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について（専決第1号）。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を定め、北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）を廃止する。平成31年2月1日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、新見総務課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）新見総務課長。

○総務課長（新見 信）承認第1号、専決処分事項の承認についてご説明いたします。

今回の専決処分につきましては、北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止についてでありまして、専決処分の理由といたしましては、この北海道市町村総合事務組合については、非常勤消防団員に係る損害補償及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する複合的一部事務組合でありまして、地方自治法上、複合的一部事務組合は市町村及び特別区しか設置できないところ、北海道が構成員に含まれている団体が加入していたということから同組合の存続や行為の法的根拠を欠いているため、早急に見直しを行うよう総務省から是正の指摘があったもので今回、同組合から2月18日までに議決書の提出を求められたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、2月1日に専決処分を行ったものであります。規約の主な改正内容といたしましては、現在、北海道市町村総合事務組合において、北海道を構成員に含んでいる石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償の事務を処理できるよう、事務委託できるよう規約を新たに制定し、現行の規約を廃止するというものでございます。

制定文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明をしたいと思います。新旧対照表の1ページの方をお開きいただきたいと思います。右側が現行の規約でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付してある箇所が改正箇所でございます。まず第14条につきましては、他の地方公共団体から事務の委託を受けることができる旨の条文を新たに追加しているものでございます。次に、別表第1、下段の方になります。別表第1 石狩振興局の欄につきましては、総務省から指摘のあった3団体を別表から削除しているものでございます。次に、檜山振興局の欄につきましては、平成29年第3回の仁木町議会定例会におきまして、江差町・上ノ国町学校給食組合及び西胆振行政事務組合の2団体の名称変更についてご可決いただいているところでございますが、可決いただいた規約には構成員となることのできない今回の3団体が含まれておりまして、承認はできないということになっておりますことから、今回ここで変更をしているものでございます。次に、十勝総合振興局の欄につきましては、平成30年3月31日に解散をしているということで、この別表から削除するというものでございます。

続きまして、次のページをお開きください。次のページの別表第2につきましても、別表第1と変更部分は同様でございまして、別表からの4団体の削除、2団体の名称変更となっております。附則につきましては、大変申し訳ございません、1ページに戻ることになりますが、附則第1項につきましては施行期日の定めでございまして、北海道知事の許可のあった日から施行するというものでございます。附則第2項については、この今回の制定に合わせまして現行の組合規約を廃止するというものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 議案第1号

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）

○議長（横関一雄）日程第7、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。

平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）。平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7410万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4640万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の追加及び変更は、第2表 地方債補正による。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第1号、平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から21款、町債までそれぞれ補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計7410万4000円を減額し、補正後の歳入合計額を34億4640万6000円とするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。歳出でございます。2款、総務費から10款、教育費までそれぞれ補

正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計7410万4000円を減額し、補正後の歳出合計額を34億4640万6000円とするものでございます。

次に、3ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 追加でございます。企業立地促進事業、仁木町社会福祉協議会補助事業、合併処理浄化槽設置補助事業、商工会活動推進事業の4事業につきまして、過疎対策事業債のソフト分の追加配分がありましたので、合計2740万円を追加するものでございます。下段は、2. 変更でございます。事業費の確定に伴い、限度額を追加又は減額するものでございます。農業競争力強化基盤整備事業につきましては辺地対策事業債と過疎対策事業債で限度額を1940万円から1950万円に、防火水槽設置事業につきましては辺地対策事業債と過疎対策事業債で限度額を1750万円から1530万円に、小型動力ポンプ付積載車整備事業につきましては辺地対策事業債で限度額を750万円から560万円に、学校給食配送車購入事業につきましては過疎対策事業債で限度額を680万円から550万円に変更するものでございます。

次に、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から21款. 町債まですべての科目を載せたものでございます。

次に、6ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 議会費から14款. 予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の財源内訳でございますが、国・道支出金は300万5000円の減、地方債は2210万円の増、その他財源は100万9000円の減、一般財源は9219万円の減となっております。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 町税、1項. 町民税、1目. 個人につきましては、給与所得の増加に伴い504万3000円の追加、2目. 法人につきましても、法人税予定納税の増加に伴い587万1000円を追加するものでございます。2項. 1目. 固定資産税につきましては新築家屋及び償却資産の増加により320万9000円の追加でございます。3項. 1目. 軽自動車税につきましては、収入見込みにより21万2000円を追加するものでございます。

8ページをお開き願います。12款. 分担金及び負担金、1項. 負担金、1目. 民生費負担金につきましては、施設入所者数の増、及び徴収金額の変更に伴い52万8000円の追加、3目. 農林水産業費負担金につきましては、農業基盤整備促進事業における事業確定に伴い122万8000円を減額するものでございます。

9ページをお開き願います。13款. 使用料及び手数料、1項. 使用料、4目. 商工使用料につきましては、使用者数の増加に伴い14万7000円の追加、2項. 手数料、2目. 衛生手数料につきましては、一般廃棄物収集運搬業許可等申請手数料を5000円減額し、一般廃棄物処分業許可等申請手数料を5000円追加するものでございます。

10ページをお開き願います。14款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金、1目. 民生費国庫負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより118万6000円の追加、2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金につきましては、事業費の増により2万6000円の追加、2目. 民生費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援交付金の減により189万1000円の減額、4目. 農林水産業費国庫補助金につきましては、農業基盤整備促進事業の事業費の確定に伴い8万8000円を減額するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。15款. 道支出金、1項. 道負担金、1目. 民生費道負担金につきましては、子どものための教育・保育給付費負担金の実績見込みにより59万3000円を追加するものでござい

ます。2項. 道補助金、2目. 民生費道補助金につきましては、権利擁護人材育成事業補助金及び子ども・子育て支援交付金の収入見込みによる増減で184万4000円の減額、4目. 農林水産業費道補助金につきましては、森林環境保全事業補助金の収入見込みにより101万5000円を減額するものでございます。3項. 道委託金、1目. 総務費委託金につきましては、浄化槽等事務委託金及び農地法事務委託金の確定による増減で4万5000円の減額でございます。3目. 土木費委託金は、余市川樋門管理委託金の確定によるもので7万3000円の追加でございます。

12ページをお開き願います。16款. 財産収入、2項. 財産売払収入、2目. 物品売払収入は、塵芥収集車売払額の増によるもので27万8000円の追加でございます。

13ページをお開き願います。17款. 1項. 寄附金、1目. 一般寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の減額によるもので、11月1日からの寄附受付停止に伴い3600万円を減額するものでございます。

次に、14ページをお開き願います。18款. 繰入金、1項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては、歳入の増及び歳出の減により7058万2000円を減額するものでございます。3目. 公共施設等整備基金繰入金につきましては、スキー場リフト原動装置機械カバー補修工事が完了したことから、43万2000円を減額するものでございます。

15ページをお開き願います。20款. 諸収入、1項. 延滞金、加算金及び過料、1目. 延滞金につきましては、町税の延滞金の収入見込みによるもので4万8000円の追加でございます。5項. 4目. 雑入につきましては、臨時職員の社会保険料、全国町村会弔慰金保険料還付金などの増減により29万3000円を減額するものでございます。

16ページをお開き願います。21款. 町債につきましては、先ほどの地方債補正で説明した分でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。歳出でございます。2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費は224万1000円の減額で、4節. 共済費から19節. 負担金補助及び交付金まですべて支出見込み又は執行残による減額でございます。

次に、19ページをお開き願います。2目. 交通安全推進費は、電気料の値上がりに伴い16万円の追加、4目. 財産管理費につきましては151万1000円の減額で、需用費、光熱水費、職員住宅の水道料2000円が追加になっている以外はすべて支出見込み又は執行残による減額でございます。

20ページになります。13節. 委託料の町有林事業委託料につきましては、造林事業の委託料確定に伴い、皆伐を中止し下刈り及び植栽としたことによる減額でございます。

次に、21ページをお開き願います。5目. 企画費につきましては、地域おこし協力隊経費、定住促進新築住宅取得補助金、予約制バス運行事業等で1510万1000円を減額するものでございます。1節. 報酬から8節. 報償費、9節. 旅費の費用弁償、12節. 役務費、14節. 使用料及び賃借料、及び19節. 負担金補助及び交付金の研修費負担金、地域おこし協力隊助成金につきましては、地域おこし協力隊の任用隊員数の減に伴う減額でございます。9節. 一般旅費につきましては、首都圏PR活動を行わなかったことによる減額でございます。13節. 委託料につきましては、予約制バス運行事業及び公共交通調査事業は入札による減額、地域おこし協力隊関係経費につきましては、農業支援員の新規申し込みがなく、また当初予定者の退任に伴う減額でございます。18節. 備品購入費につきましては、バス購入の入札による減額、19節.

仁木町ふるさとまちづくり協働事業及び仁木町定住促進住宅補助事業につきましては、事業費の確定に伴う減額でございます。

次に、24ページをお開き願います。9目．ふるさとづくり事業費は947万5000円の減額で、ふるさと納税寄附金の減及び特産品贈呈事業の支出見込みの減に伴う積立金の減額でございます。2項．徴税費、1目．税務総務費につきましては、職員の人件費に伴う増減で4000円の減額、2目．賦課徴収費につきましては平成31年10月から稼働する地方税共通納入システム導入のためのシステム改修費負担金で39万1000円の追加でございます。

次に、25ページをお開き願います。3項．1目．戸籍住民登録費につきましては2万6000円の追加で、請求額の確定に伴うものでございます。4項．選挙費、1目．選挙管理委員会費につきましては5万8000円の減額でございます。北後志選挙管理委員会連絡協議会負担金につきましては、協議会解散に伴う減額でございます。その他は執行残による減額でございます。

次に、26ページをお開き願います。3款．民生費、1項．社会福祉費、1目．社会福祉総務費につきましては、財源内訳の変更で一般財源を440万円減額し、地方債に変更するものでございます。2目．老人福祉費につきましては101万6000円の減額で、8節．報償費から20節．扶助費まで支出見込み又は執行残によるものでございます。

次に、27ページをお開き願います。4目．心身障害者特別対策費につきましては、北海道医療給付事業改正に伴う医療給付システム改修費の執行残で40万2000円の減額でございます。6目．後期高齢者医療費につきましては5万円の追加でございます。後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加で、後期高齢者医療給付システムに係る改修費分でございます。2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費は330万1000円の減額で、放課後児童クラブ事業委託料及び地域子育て支援拠点事業費補助金の減額、子どものための教育・保育給付費につきましては実績に伴う追加でございます。

次に、29ページをお開き願います。4款．衛生費、1項．保健衛生費、1目．保健衛生総務費につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金161万4000円の減額、4目．環境衛生費につきましては56万7000円の減額で、7節．賃金につきましては執行残による減額、12節．役務費につきましては、墓地官報公告未実施による減額、13節．委託料は見積り合わせ執行による減額、14節．使用料及び賃借料は執行残による減額でございます。

次に、30ページをお開き願います。5目．上水道費につきましては、簡易水道事業特別会計繰出金を269万9000円減額するものでございます。

31ページをお開き願います。6款．農林水産業費、1項．農業費、1目．農業委員会費につきましては、27万9000円の減額で、4節．共済費は共済費負担金の追加、19節．負担金補助及び交付金はプログラム関連負担金の執行残の減額でございます。2目．農業総務費につきましては、共済費負担金の追加で1万3000円の追加でございます。3目．農業振興費につきましては68万7000円の減額でございます。1節．報酬は、鳥獣被害対策実施隊員報酬の追加、8節．報償費は就農者受入農家への謝礼金分で実績に伴う減額、11節．需用費は見込みによる減額、19節．負担金補助及び交付金は、農業担い手育成事業の実績に伴う減額でございます。

次に、32ページをお開き願います。4目．農用地開発事業費につきましては、農業基盤整備促進事業の

事業費確定に伴う減、及び余市土地改良区の負担金額の変更に伴う減で134万7000円の減額でございます。

6目．農道整備事業費につきましては、道路管理作業賃金等の執行残11万1000円の減額でございます。

次に、33ページをお開き願います。2項．林業費、1目．林業総務費につきましては、林道管理作業賃金等の執行残9万3000円の減額でございます。

34ページをお開きください。7款．1項．商工費、1目．商工総務費につきましては9000円の追加で、寒冷地手当の追加でございます。2目．商工振興費につきましては、日本ハムファイターズ市町村応援大使事業、ふるさと納税特産品贈呈事業、うまいもんじゃ祭り補助金に係る経費で2792万5000円の減額でございます。委託料のふるさと納税特産品贈呈業務委託料につきましては、11月1日から寄附受付停止により、ふるさと納税寄附金の大幅な減額に伴い委託料についても大きく減額となっております。また、うまいもんじゃ祭りにつきましては、台風25号接近のため中止となったことから減額となっております。

次に、36ページをお開き願います。8款．土木費、1項．土木管理費、1目．土木総務費につきましては、果実とやすらぎの里公園管理委託料の見積り合わせによる減で8000円の減額でございます。2項．道路橋りょう費、1目．道路橋りょう総務費につきましては、財源内訳の変更で一般財源7万3000円の減額、国・道支出金7万3000円の追加でございます。4項．住宅費、1目．住宅管理費につきましては、町営住宅の維持補修費などの執行残12万5000円の減額でございます。

次に、37ページをお開き願います。9款．1項．1目．消防費につきましては、北後志消防組合負担金418万円の減額、2目．水防費につきましては、備品購入費の執行残10万1000円の減額でございます。3目．災害対策費につきましては4万9000円の減額でございます。11節．需用費は、電気料の追加、14節．使用料及び賃借料の自動車等借上料につきましては、防災訓練時に車両を借りなかったことから減額するものでございます。

次に、38ページをお開き願います。10款．教育費、2項．小学校費、1目．学校管理費は4万4000円の追加でございます。8節．報償費、修学旅行引率教諭報償につきましては、報償費が発生しなかったことから減額、11節．需用費は電気料の追加でございます。4項．社会教育費、1目．社会教育総務費につきましては25万4000円の減額でございます。8節．報償費から13節．委託料まで支出見込み又は執行残の減額でございます。

39ページをお開き願います。5項．保健体育費、1目．保健体育総務費につきましては2万4000円の追加で、スポーツ大会参加に係る補助算定基準に基づき報償費を増額するものでございます。3目．学校給食費につきましては124万1000円の減額でございます。11節．需用費、電気料の追加、13節．委託料及び18節．備品購入費は見積合せ、入札による減額です。19節．負担金補助及び交付金につきましては、学校給食補助金の事業費の増に伴う追加でございます。4目．スキー場管理費は43万2000円の減額でスキー場リフト原動装置機械カバー補修工事完成による執行残の減額でございます。40ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それでは、予算書の11ページをお願いします。道支出金の土木費委託金、余市川の樋門管理委託の関係

で質問させていただきます。今回7万3000円増額になっておりますけれども、まず、この内容についてご説明願います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）こちら7万3000円増額の内容でございますが、北海道の河川の樋門管理に係る委託につきましてはですね、各自治体の防災対応との関連もあることから、毎年北海道より各自治体に委託されておりまして、仁木町では全23樋門の委託を受けておりまして、管理人としましては、近隣の農地等の管理者に受けていただいて、また、近隣で逆に選任できない場合につきましては町職員が管理人となっているところでございます。今回の7万3000円の増額につきましては、当初契約額59万4019円に平成30年7月5日の大雨による余市川増水に伴う樋門の臨時操作分が7万780円と額が確定したことによるものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

内容につきましてはわかりました。

昨年もそうであったようにですね、近年ゲリラ的な集中豪雨が全国的に多く、そして全国的にその被害も発生しているわけでありましてけれども、それで、担当職員の方々につきましては、河川の維持管理については日ごろ大変ご苦労されているかと思えます。それで、この余市川の樋門管理につきましては、地先の受託者の方とどのような対応をされているのか、町との連携対応など、ここ数年続いているものですから、その管理状況についてお尋ねします。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります、樋門管理の対応の部分でございますが、余市川のですね、水位状況につきましては国土交通省のホームページにて水位状況というのを確認できるものですから、担当職員につきましてはですね、そういう水位状況を見極めながら、また、降雨の状況に応じまして現地確認等をしております。その段階で河川の水位が上昇してですね、農地等への逆流が予想される場合等につきましては樋門管理人に連絡してですね、情報提供をした中でですね、随時打ち合わせして進めているところでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）わかりました。

ぜひ今後とも事故のないように、十分配慮してよろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、予算書の21ページ、総務費の5目、企画費の関係でお尋ねしますけれども、今回、地域おこし協力隊の関連費用が大きく減額されているようでございますけれども、この内容について説明願います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）今回の地域おこし協力隊の部分の費用の減額ということでのご質問ですけれども、今年度ですね、当初は任用隊員2名、また、委嘱隊員3名ということで考えておりまして、更に、特別隊員ということで、今、観光協会の事務局長さんをやられている方もいらっしゃいます。その方も入れると6名という体制でスタートという予定で予算を組んでいたところなんですけれども、任用隊員1名は継続

隊員、もう1名は新規で今年度採用という予定だったんですが、その方がですね、辞退というような形で入ってこないという方が1名いらっしゃいました。更にですね、委嘱隊員ということで、本来であれば今年3年目になるはずだった、隊員の方が健康上の問題でですね、やむなく、3月末をもって退任ということで、その方の分が欠員が出たというところなんです。更に、任用隊員の中で、私ども企画課の中でですね、一緒に仕事をしていただいていた隊員の方が、ご自分のちょっとご都合で12月いっぱい退任されたということで、その3名の部分が今回ですね、予算が執行残というような形で残ってしまったということでございます。それぞれの部分でいきますと、地域おこし協力隊の報酬が任用隊員の部分、また、社会保険料の分もそうです。任用隊員の分です。更に報償費、こちらの方は委嘱隊員としての方の部分、更に費用弁償、一般旅費、そういう部分でいきますと、そちらも任用隊員の部分、また、22ページの方になりますが、健康審査こちらの方も任用隊員の方が受けるということだったんですが、受けていなかったということで、その分が落ちています。更に委託料、先ほど、財政課長の方からも話がありましたけれども、3月で退任された方が、農協の方でいろいろ勉強するという、そういう部分での支援を農協さんの方でもらうための委託料、そこが落ちてしまったというところでございます。更に隊員の皆さん、任用隊員の方なんですけれども、札幌市ですとかいろいろな調査・研究又は会議等に出席するための旅費、そういう部分で町の旅費とは別に計上しているということで、有料道路使用料も残ったというようなところでございます。更に、23ページの方に行きますと負担金の部分、こちらの方は任用隊員の方が行った研修などにかかる費用、そういう部分を町で見ているんですけれども、その部分も落ちたというところでございます。更にその次の企業支援助成金100万円というのがございますけれども、こちらの方は地域おこし協力隊の方が3年目を迎える、又は3年間終わって、次4年目に仁木町で起業するというような方に対してですね、助成するという制度が協力隊の中にありまして、その分ということで、本来であれば3年目になる方がお受けすることになったであろう部分がございますね、その方が退任されたということで、この部分を使わなかったというところでございます。内容的には以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

費用弁償のうちの旅費が、これは使わなかったということになりますけれども、この辺の理由についてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）旅費を使わなかったという部分は元々2名分として見ていたものが1名になったという部分と、任用隊員1名の方が12月で退任されていますので、本来であれば2名が1年間ずっと通しての分ということで予算計上してましたので残ったということでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

それで、地域おこし協力隊の本来の目的でありますけれども、都会の方が田舎と言いますか、地方での暮らしに憧れるという部分から、そういう地方での生活・暮らしに興味のある方々に対して、そんな方々を受け入れたい、地方自治体のかけ橋になるというのが地域おこし協力隊の本来の趣旨・目的であると思っておりますけれども、そして、地域での活動を通して、そこに定住あるいは定着するというところ、そういう促

進を図ることが、地方自治体に課せられた役割だと思います。本町では平成27年度から5名受入れておまして、残念ながら今2人、いろいろ諸事情はあると思うんですが、結果として2名の方が本町から離れていったということでございますけれども、全国的に見ると、これはアンケートによりますけれども、6割の方がだいたい地域に定着、あるいは定住しているというアンケート結果もございます。今回、1名の方が来られなくなったということで、今後ですね、町はこの地域おこし協力隊に対して、定住あるいは定着するための活動支援として、どのように町の方は対応等を考えているのか、その辺の考え方についてご説明願います。

○議長（横関一雄）嶋井企画課長。

○企画課長（嶋井康夫）只今のご質問にお答えしたいと思います。

本町で募集しています地域おこし協力隊の方々というのは、他の自治体の多くが内容をある程度限定して採用している「こういう仕事をやってもらいたいので来てください」というような募集の仕方なんですが、本町においては活動内容についてそういう制限をかけずに提案型で、ご本人さんが「仁木町のためにこんなことをやりたい」というような、そういう提案を持って来てもらう。その中で、こちらでこの方を協力隊に採用しようとか、この方は仁木町の地域振興に合わないので、ちょっとご辞退願いたいというような形で選考しております。ですから入ってこられる方自体も、他町村よりも入る時点で仁木町は自分のやりたいことができる、当然、3年間終わった後に、「自分で起業したい」ですとか、「仁木町に残ってこういうことをやりたい」という部分を3年間の活動の中からですね、やっていける部分があるということでは支援ではないんですけれども、そういうところからもう既に仁木町は、他の町村より地域おこし協力隊の方たちにとっては入りやすいところなのかなというふうに思っているところです。それでまた、地域おこし協力隊に対する町の方の支援としては、隊員の活動に関するコーディネートや、また、地域等々をつなぐ調整、それと住民の皆さんに協力隊を周知するということになります。今町では、平成29年の6月から広報でですね、協力隊の皆さんのコーナーを設けていただいて、こういう活動していますとか考え方とか、そういうものを載せさせてもらっています。そういうところで住民さんへの周知、また、定住に向けたサポート、いろいろな制度等をですね、教えてあげたりということで、そういう支援をしているところでございます。また、先ほどちょっと予算の中でお話しさせていただきましたけれども、地域おこし協力隊の制度の中に3年間の活動を終えた後、その土地で起業するという方に対しては、最終の3年目又はそれが終わった後の年に100万円の起業のための助成金を出すという制度があります。そちらを使っただいてご本人のですね、仁木町に来たときから持っている夢とかをかなえてもらえればいいのかというふうに考えているところでございます。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

今の内容でだいたい理解するところでありますけれども、3年を過ぎて、4年目以降に起業するとか、ここで何かをされるという方については100万円支援するというので、これも総務省の方のホームページに載っていますけれども、そういうことでいろいろ対応をされるんだと思っております。ただ、やはりちょっと残念に思ったのが、せっかく5名、まだ5名中3名の方は残っていますし、今後も3名の方が先ほど行政報告でもありましたけれども3名の方が、平成31年度から地域おこし協力隊制度を活用しながら、本

町でワイナリー経営を目指すということで準備を進めていくということでございますので、地域おこし協力隊の方々は、数ある自治体の中から仁木町を選択、選別して意欲を持って来ていただいております。それに報いるためにもですね、やはり定住・定着していただくために、今後ともよろしくお願ひしたいと思いますけれども、その辺の見解について町長のご意見を伺いたしたいと思います。

○議長（横関一雄）佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）只今の質問にお答えしますが、町として地域おこし協力隊を受入れるに当たりましてですね、隊員の皆さんに活動終了後も定住・定着をしていただけることを望んでいるわけでありましてけれども、隊員に対して過度の期待というものをあまりかけずに、彼らの意向を尊重してサポートしてあげることが何よりも望ましいのかなという、これまでの経験というか、この数年で痛感したところでございます。これまで3名の隊員が継続しておりますけれども、先般も新たに来年度から受入れる予定の地域おこし協力隊員を募集しましたところ、多くの方々が応募されまして、今8名の新たな隊員をですね、受入れる形となっております。受入形態というのは、人によってそれぞれ様々でありますけれども、先ほど行政報告の中でも申し上げましたけれども、ワイナリーを目指したいという中で、地域おこし協力隊の制度を活用しながら3年間そういった支援を受けながら、自立するために活動していくということもですね、大いにこの制度を使いながら効果が出せるものというふうに我々も捉えておりますので、今後もしろいろな形態で活動する隊員をですね、サポートしていきたいというふうに思っています。ただ、こういう地域おこし協力隊制度を活用する方々がですね、当然、彼らが何を望むかというのを探しに来ているわけでありまして、これをやりたいというために来ているという人ではない人も中にはいるんですね。ですから1年経って、2年経ってちょっと違うというふうなことで、町を離れる方も当然出てきます。そこはそれぞれの意向ですから、そこは強制せずに彼らを尊重してですね、そういった部分で出入りが激しいケースもですね、今後も生じるかもしれないですけども、そこは大いに我々としては寛容に受け止めていきたいというふうに思っている次第でございますので、今後も地域外の人材を誘致することは、これからも積極的に行ってまいりたい、そのように考えている次第でございます。以上です。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他に質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第8 議案第2号

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第8、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号でございます。

平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4472万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第2号、平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、国民健康保険税及び4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計295万7000円を追加し、補正後の歳入合計額を2億4472万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費と5款、基金積立金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計295万7000円を追加し、補正後の歳出合計額を2億4472万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、国民健康保険税から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から6款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、すべて一般財源で、総務費85万6000円の減額、基金積立金381万3000円を追加するものでございます。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより625万9000円の追加、2目、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、収入見込みにより168万8000円を減額するものでございます。

6ページをお開き願います。4款、繰入金、1項、2目、一般会計繰入金につきましては161万4000円の

減額でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、2目、広域連合負担金につきましては、後志広域連合分賦金の決定により85万6000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。5款、1項、1目、基金積立金につきましては、国民健康保険税の追加及び後志広域連合負担金の減額に伴い381万3000円を追加するものでございます。以上で国民健康保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号

平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第9、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第3号、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）。平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億18万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては同じく渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第3号、平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。2款、国庫支出金、3款、繰入金及び6款、町債を補正いたしまして、歳入合計額から補正額の合計377万2000円を減額し、補正後の歳入合計額を3億18万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、施設費を補正いたしまして、歳出合計額から補正額の合計377万2000円を減額し、補正後の歳出合計額を3億18万6000円とするものでございます。

3ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1. 変更でございます。配水管整備事業大江地区の事業費確定に伴い、起債限度額を3510万円から3440万円に変更するものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますが、国・道支出金が37万3000円の減、地方債が70万円の減、一般財源が269万9000円の減でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳入でございます。2款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、施設整備費国庫補助金につきましては、簡易水道等施設整備費補助金で、配水管整備事業大江地区の事業費確定により37万3000円を減額するものでございます。

次に、8ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては269万9000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。6款、1項、1目、町債につきましては、3ページの地方債補正で説明したとおり70万円を減額するものでございます。

次に、11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、平成29年度分消費税及び地方消費税の確定により62万3000円の減額、2目、維持管理費につきましては、各種委託料などすべて執行残で71万9000円を減額するものでございます。

12ページをお開き願います。2款、1項、施設費、2目、施設整備事業費につきましては、配水管整備事業の執行残243万円の減額でございます。以上で、平成30年度簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

先ほど行政報告でありました七曲橋配水管の仮設工事がありましたけれども、今回、施設整備事業費これは12ページですけれども、今回、これは減額されていますけれども、この工事費の、どの科目からこれは支出しているのでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問であります。こちらにつきましてはですね、水道メーターの取替工事の発注が今年もございまして、そちらの執行残を流用するという形で対応してございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）これ当初、これは予算計上されていなかったんですね。当然わからないことですから。ですからこういう場合は新たに補正して、それに対応するのではないのでしょうか。科目の他の費用が発注して予算が余ったからといって、それに充当できるのでしょうか。新たにこの物をきちんと補正した形の中で間に合わなければ専決するなりそういうふうに事業発注をすべきではなかったのでしょうか。どうでしょうか。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）只今のご質問でございますが、こちらはですね、15節、工事請負費、2細節の維持補修工事請負費という科目の中にですね、水道メーター取替工事というふうに予算付けしてございます。その中で、今回緊急的な対応が必要であるというふうにですね、経過等につきましては、行政報告でご説明したとおりでございますが、緊急的な対応が必要であるという部分もございましてですね、協議した結果、こちらの維持補修工事請負費に該当するものでありますから、その部分の執行残を流用した形の中でですね、対応させていただいたというところでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）1番・佐藤。

これは、財政課長にお聞きたいんですけど、こういったものは当初から当然見込んでいなくて、何があるかわからないという形の中での予算計上をされている部分あると思うんですね、それで、たまたま水道メーターの取替工事が終わったということで、それが当初見込みより少なく終わったという形の中で、それで、余ったからその部分をこちらに回すということですが、使う目的が決まっていますよね。そうした場合には、こうして新たに発生した分については、新たな事業費を積み上げて予算計上をしてやるのが、私はセオリーではないかと思うんです。それ以外にも「こういうことが起きるかも」ということでの予備費であれば問題ないと思うんですが、ちょっと先ほどの説明では、そういうふうに、水道メーターの方のお金が余ったので、こちらに回したというふうに聞こえたものですから、元々水道メーターの他にもこういうことが起こり得るということでの予備費的な部分であれば、全く問題ないと思うんですよ。ただ、目的が水道メーターということでの計上であれば、やはり間に合わなければ専決補正してやるか、あるいは新たにこういう形で補正を組んでやるのかということになると思うんですが、これはどうだったんでしょうか。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）本来であれば、専決または議会への議決が必要だと考えております。

ただ、今回の件につきましては、緊急的であり、すぐに発注をしなければならないという、そういう状況でありましたので、予算を流用する形で対応させていただきました。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）それでは予備費の中でこういう何が起きるかわからないという形の中で、この予備費として組まれているのであれば問題ないんですけど、先ほどはそういうふうに聞こえなかったものですから水道メーターの方のお金が余ったということで、それに対応したというふうに聞こえたものですから、元々維持管理費はこういう部分で余裕を持って、こういったことも起きるので余裕を持って維持管理費を

組んでありますよ、その予算を使ったんですよということならわかるんですが、そういうことですよ。それをもう1回ちょっと詳しくご説明願います。

○議長（横関一雄）可児建設課長。

○建設課長（可児卓倫）大変説明不足がありまして、申し訳ございません。

只今、佐藤議員おっしゃいましたように、通常、維持管理費の修繕費という部分の中ですね、多種多様にですね、起こった状況によりまして随時対応しているというのは十分ございます。それで、実際維持管理費の部分の修繕費という部分での予算も当然まだございましたけれども、実際にこの工事を行うのですね、新しく管を仮設管として新設するものですから、ちょっと修繕か工事請負費かという部分も財政課とも協議しましてですね、ちょっと修繕というふうには当たらないだろうという形で、工事請負費でしようとなりました。その中で、先ほどもちょっとお話が出ましたけれども、予備費での対応はどうかという部分の話もしたんですけど、水道の方で持っている予備費は、当然簡水特会での予備費になるものですから、その予算では当然間に合わないという部分でございまして、実際にそうしますと維持補修工事請負費に該当するだろうという中でですね、例えば、議会を開いていただいた中での補正にするのか、専決にするのかという議論もした中でですね、実際対応すべき維持補修工事請負費としての予算があるものですから、それを流用してよろしいのではないかとということで、このような形になったものでございます。以上です。

○議長（横関一雄）1番・佐藤議員。

○1番（佐藤秀教）やはり私はセオリーとしては、やはりこういう突発的なことであっても、きちんとそれは補正するなり、あるいは専決で処理すべき問題だと思うんです。ですからその辺は、もし私の言っていることが間違いであれば、それはそれでちょっと説明してほしいんですが、私は本来であれば、専決あるいは補正して、きちんと予算付けをして、こういうものを発注してくというのがセオリーだと思うんですが、その辺の考え方についてはどうでしょうか。

○議長（横関一雄）林副町長。

○副町長（林 幸治）本件についてでございますけれども、当然、建設課並びに財政課の方からご相談を受けまして、先ほど佐藤議員からご指摘されたとおり、補正かもしくは専決かという部分をですね、当然、慎重に検討しながら対応したところでございますけれども、今回の事案についてなんですけれども、想定外の非常に濁水といいますか、濁りがあって受益者の方がですね、全く水が使えないという状況があったということでして、また、水道の方の担当の職員もですね、本当に不眠不休で対応していた状況がございました。そういったことでですね、事務の対応が間に合わずに、もうとにかく急いでやらなければならないという状況があったというのがですね、本当のところでございます、本来ご指摘のとおりですね、専決でやるべきだったものというふうに考えておりますけれども、そういった事情があって、受益者の安全・安心の観点から進めざるを得なかったということがございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）他に、ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（横関一雄）日程第10、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第4号でございます。

平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ284万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7262万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成31年3月8日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、渡辺財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺吉洋）議案第4号、平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料及び4款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額の合計284万2000円を追加し、補正後の歳入合計額を7262万円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費及び2款、後期高齢者医療広域連合納付金を補正いたしまして、歳出合計額に補正額の合計284万2000円を追加し、補正後の歳出合計額を7262万円とするものでございます。

3ページをお開き願います。事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございます。右側の補正額の財源内訳でございますがすべて一般財源で284万2000円の増となっ

ております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 1項. 後期高齢者医療保険料、1目. 特別徴収保険料は341万4000円の減額でございます。これは被保険者の普通徴収への変更などによるものでございます。2目. 普通徴収保険料は620万6000円の追加でございます。これは被保険者の増加や特別徴収からの変更によるものでございます。

6ページをお開き願います。4款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金、1目. 事務費繰入金は5万円の追加でございます。歳出プログラム修正費負担金分でございます。

次に、7ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費は5万円の追加で、後期高齢者医療給付システムのプログラム修正費負担金分の追加でございます。

8ページをお開き願います。2款. 1項. 1目. 後期高齢者広域連合納付金は279万2000円の追加で、納付金の増額によるものでございます。以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時42分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第11、執行方針に入る前に、先ほどの議案第3号『平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）』の答弁について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。林副町長。

○副町長（林 幸治）お時間をいただきましてありがとうございます。

先ほどの議案第3号での佐藤議員への質疑に対する答弁の中で説明に不足がございましたので、補足をさせていただきます。この度の工事費の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定によって歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものとなっております。この規定に基づ

き、先ほどの答弁のとおり、住民の安全・安心の観点から流用が必要と判断したものでございます。なお、予算の流用につきましては、町長の権限として行うことができるものでございますけれども、多用することによって、財務規則上、規律上好ましいものではないというふうに考えております。このことから限られた軽微な事案ですとか、突発的な事項への対処のみに行うことが好ましいものと考えられておりますので、申し添えさせていただきます。以上でございます。

日程第11 執行方針

平成31年度仁木町町政執行方針

平成31年度仁木町教育行政執行方針

○議長（横関一雄）日程第11、執行方針『平成31年度仁木町町政執行方針』、『平成31年度仁木町教育行政執行方針』を議題とします。

はじめに、『平成31年度仁木町町政執行方針』について発言を許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、平成31年度町政執行方針を述べさせていただきます。

町政執行について。

平成31年第1回仁木町議会定例会の開会に当たり、平成31年度の町政執行方針について申し上げます。私は、町民の皆さまの負託の下、2期目の町政を担当してから早くもその任期の折り返し点を迎えようとしております。誰もが住み続けたい、住みたくなる「魅力ある、住みよい、心豊かなふれあいを大切にすまち」の実現を目指し、小さな声にも耳を澄まし、信頼と安心力を確かなものにしながら、「さらに前へ」向かうことのできる町政の運営に全力を傾注して取り組んで行くことを改めて決意しているところであります。さて、人口の急減・超高齢化が進む中、将来にわたり持続可能な地域社会の確立を目指す地方創生の推進は本町にとって最重要課題であります。本町では、地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指し、平成27年12月に策定した「仁木町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」に基づき「ワイントーリズムプロジェクト」を始め、時代の潮流を捉えた新たな施策に積極的に取り組んでいるところであります。この結果、若い子育て世代の町外からの転入や町内での定住者が増加し、平成29年から「人口の転入超過」（人口の社会増）が続き、平成30年は全道11位となる30名の転入超過となっております。人口の自然増減を含めた総体の人口は、依然として減少となっておりますが、その減少率は年々圧縮し、平成26年の2.75%が、平成30年には0.18%となっております。本町における地方創生が着実に進んでいるものと考えております。総合戦略の最終年になる本年は、計画の総仕上げの年として、策定した全てのアクションプランを取りこぼしなく確実にかつスピードを上げて遂行してまいります。さらには、計画期間が残すところ2年間となった「第5期仁木町総合計画（以下、「総合計画」という。）」につきましても、各施策の実現に向け取組を強化していくとともに、2021年（平成33年）からの新たな計画の策定に向け、広範な町民の皆さまからの意見をいただく機会を設けるなど、町民の皆さまと一緒に計画の策定に着手いたします。時代の転換期にあって、今強く感じているのは、蓄えてきた地域の力を活かしつつ、新たな視点や発想で、明るい未来を切り拓いていく気概と挑戦の重要さであります。多くの方々と力を合わせながら、私自身が先頭に立ち、情熱と気概を持って一つひとつの課題に取り組んでまいり所存であります。

それでは、平成31年度仁木町一般会計を始め、3特別会計の当初予算、関連する条例改正等の議案のご審議をいただくに当たり、私の所信と主な施策について申し上げます。我が国の経済は、アベノミクスによる施策の推進により、大きく改善され、デフレではない状況を作り出す中で、GDPは名目、実質ともに増加しており、景気回復期間は昨年12月時点で戦後最長に並んだとみられ、緩やかではありますが、長期間にわたり継続している状況であります。個人消費は持ち直し、設備投資や生産は増加しており、企業収益は改善し、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境も大きく改善しております。このような状況の下、経済再生と財政健全化に着実に取り組んでいく必要があります。「新経済・財政再生計画」に沿った歳出改革等を行うとともに、本年10月の消費税率の引上げを実施することにより、安定的な財源を確保することとされております。国の平成31年度一般会計の予算総額は、幼児教育・保育の無償化などの社会保障関係費や公共事業関係費が増大し、前年度当初予算対比3.8%増の101兆4571億円と、7年連続で過去最大を更新しております。歳入では、税収は前年度対比5.8%増の62兆4950億円を見込み、歳入不足を補う新規国債の発行は3.1%減の32兆6605億円となり、公債依存度は32.2%と2.3pt改善されております。一方、歳出では、政策的経費である一般歳出が5.2%増の61兆9639億円となり、地方交付税交付金等が3.0%増の15兆9850億円となっております。歳出項目別では、歳出の3割以上を占める社会保障関係費が3.2%増の34兆593億円と過去最大を更新し、公共事業関係費は15.6%増の6兆9099億円となっております。地方財政対策につきましては、歳入合計額を89兆2500億円程度と見込み、一般財源総額は1.0%増の62兆7072億円を確保し、過去最大となっております。地方税収入につきましては1.9%増の40兆1633億円を見込み、不足額を補う地方交付税は、自治体への配分額で1.1%増の16兆1809億円となっております。また、財源不足を補うために発行する臨時財政対策債は18.3%減の3兆2568億円が計上されております。歳出では、「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、公共施設等適正管理推進事業費は前年同額の4800億円が計上されております。本町の財政状況は、徹底した行財政改革の効果が現れ、平成29年度決算の財政健全化を示す健全化判断比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化判断基準を下回り、数値的には改善が図られてきております。しかしながら、地方交付税など他に依存する財源が歳入全体の多くを占めるという財政基盤の脆弱さは、今後も財政運営上の大きな懸念要因となってまいります。「総合計画」及び「総合戦略」に掲げた事業の着実な推進を図ることはもとより、町民の福祉の向上のために必要な政策の選択や効率化を図り、町民と議会、行政が一体となって、更なる行財政改革を進めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31年度予算について。

一般会計の歳入では、町税につきましては、町民税は、給与所得の伸びなどにより増収になることが見込まれるほか、固定資産税、軽自動車税につきましても増加を見込んでおり、法人町民税、市町村たばこ税を合わせた町税全体では、前年度対比1908万2000円増の3億1311万7000円を計上しております。地方交付税につきましては、普通交付税で15億8000万円を見込み、特別交付税を加えた地方交付税全体では、前年度対比500万円増の17億2500万円を見込んでおります。地方債につきましては、橋りょう補修事業、町営住宅改善事業、過疎対策事業債ソフト分等、それに臨時財政対策債を合わせた2億4450万円を計上しております。また、地方譲与税や各交付金におきましては、制度改正や消費動向などに影響され、推計が非常

に難しい状況にありますが、前年度の実績や地方財政計画などを推計し予算計上したところであり、基金からの繰入れにつきましては、定住促進住宅補助金、定住促進共同住宅建設費補助金、小中学校特別支援員拡充、乳幼児医療費助成事業などの総合戦略や子育て関連事業は、ふるさと振興基金3476万6000円を、長沢会館庇屋根及びトイレ改修工事、果実とやすらぎの里公園遊具設置工事、ふれあい39の給排気フード等改修工事は、公共施設等整備基金953万5000円を活用し、事業を推進することとしております。これら歳入の状況から、財源の不足分につきましては、財政調整基金3億8968万2000円を取崩し、繰入れを行っております。一方、歳出につきましては、人件費や物件費、扶助費などの義務的経費がかさむ中、質の高い行政サービスの提供を目指し、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう重点的かつ効率的な配分に努めるとともに、人口減少の克服や子育て支援、地域振興など、総合戦略の推進に重点をおいた予算編成を行ったところであり、予算規模といたしまして、一般会計、総額36億7397万5千円。前年度対比1億9466万1000円（5.6%）の増。国民健康保険事業特別会計、総額1億9647万円、前年度対比435万8000円（2.2%）の減。簡易水道事業特別会計、総額3億7101万3000円、前年度対比6842万円（22.6%）の増。後期高齢者医療特別会計、総額7437万1000円、前年度対比463万8000円（6.7%）の増。4会計予算の合計は、総額43億1582万9000円となり、前年度対比で2億6336万1000円、6.5%の増となっております。

平成31年度の施策について。

安心～誰もが安心して笑顔で暮らせるまちづくり～。少子高齢化の急速な進展や核家族化などにより、社会構造が大きく変化している中で、住民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、家族や近隣の知人、友人などとの温かい絆を保ちながら、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も全ての人々が家庭や地域の中で自立した日常生活を営み、明るく安心して暮らせるよう、共に支え、共に生きる福祉社会（ノーマライゼーション）の実現に努め、総合戦略を基に、引き続き子育て世代への支援等の取組を進めてまいります。障がい者への支援につきましては、障害者差別解消法や障害者総合支援法に基づく合理的配慮や障害福祉サービスに加え、市町村が提供する地域の実情や実態に応じた地域生活支援事業を引き続き実施してまいります。また、障がい者等への支援体制を図るため、仁木町障がい者自立支援協議会において、昨年度に引き続き個別検討会議を開催し、困難事例の協議を進めてまいります。さらに、近年、身体障がいに関する相談に加え、児童の発達相談、社会参加や就労が困難な方のひきこもりに関する相談が増加し、特に専門知識が必要な児童の発達障がいや成年者のひきこもりの事案が増えているため、北後志5町村の基幹相談支援センターとなっている、しりべし圏域総合支援センターに加え、本年度から新たに町内事業所に相談事業を委託し、相談体制の充実を図るとともに、北後志母子通園センターを拠点とした障がいのある子どもたちへの早期療育事業の充実についても、引き続き努めてまいります。また、自分の権利を表明することが困難な認知症高齢者や知的障がい、精神的疾病などにより判断能力が十分ではない方々の権利や財産を守るため、小樽・北しりべし成年後見センターと連携し、成年後見制度により、法律的に保護・支援をしております。

子育てをめぐる様々な課題への対応として、平成27年度に「子ども・子育て支援法」に基づき、「仁木町子ども・子育て支援事業計画」を策定しておりますが、本年度は次期計画（2020年（平成32年）から5年間）の策定の年になりますので、アンケート調査等を通じ、子ども・子育てに関する幅広いニーズの把握に努め、実効ある計画の策定を行ってまいります。また、安心して子どもを産み育てることができる環境

づくりを目指し、子育て世代に対する経済的な支援の充実に引き続き努めてまいります。平成29年度から実施している仁木町多子世帯の保育料軽減支援事業について、引き続き保育所等を利用する第2子以降の保育料を無償化することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。また、本年10月から全面実施される幼児教育・保育の無償化に向け、準備を進めてまいります。社会福祉法人よいち福祉会にき保育園は、私立の認可保育所として、通常保育に加え、英語学習やダンス、手話など情操教育を実践しているほか、保護者のニーズに対応した延長保育及び一時預かりの実施や障がいのある児童の保育にも取り組んでおります。今後も引き続き連携を図り、保育サービスの充実に努めてまいります。さらに、同法人が開設している地域子育て支援拠点「おおきな木」は、子育ての孤立感、負担感の解消を目的に、地域の子育て中の親子の交流促進、育児相談などの活動を実施しておりますので、引き続き必要な支援を行ってまいります。また、児童養護施設 櫻ヶ丘学園において、一時的に養育を必要とする児童を安心して預けることができるよう、本年度も仁木町子育て支援短期利用事業を実施してまいります。大江、銀山の両へき地保育所の運営管理につきましては、引き続き指定管理者制度による保護者のニーズに即した効率的な運営を行い、地域に根ざした保育所としての特色を活かした保育サービスの提供に努めてまいります。ひとり親家庭に対しては、本年度も保育奨励金を支給する子育て支援推進事業を継続してまいります。日中、保護者のいない家庭の児童に適切な生活の場を提供するため、引き続き、放課後児童クラブを仁木地区と銀山地区に開設し、子どもの健全な育成を推進するとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援してまいります。さらに、多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の出産に対する出産祝い金贈呈事業を昨年度に引き続き実施してまいります。また、子育て環境につきましては、にき保育園の老朽化及び仁木放課後児童クラブの施設確保が喫緊の課題となっていることから、昨年度庁内に設置した「子育て・高齢者福祉支援拠点プロジェクトチーム」において、引き続き対応について検討してまいります。仁木町高齢者福祉施設（いきいき88）、大江コミュニティセンター、然別生活館及び銀山老人憩の家につきましては、引き続き指定管理者制度による地域や利用者のニーズに即した効率的な運営を行ってまいります。また、建設から年月が経過している施設につきましては、必要な修繕を行い、施設の維持を図ってまいります。地域福祉の推進につきましては、住民福祉の向上のため地域の実情に応じた様々な事業を担っている仁木町社会福祉協議会、各町内会や民生委員児童委員と連携を密にしながら、生活困窮者やひとり親家庭、障がいのある方や高齢者世帯など、それぞれの生活を見守り支えていく取組を進めてまいります。また、低所得世帯等の冬期間の生活支援を目的とする「ぬくもり灯油助成事業」を本年度も引き続き実施いたします。介護保険の基本理念は「自立支援」にあります。第7期後志広域連合介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）では、高齢者ができる限り住み慣れた地域で日常生活を営むことを可能としていくためには、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築し、地域の実情に合わせて地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要であるとしております。本計画は、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられており、2025年（平成37年）を見据え、各計画期間を通じて、地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされております。

本町では、平成27年度から地域ケア会議を開催し、高齢者の個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握に努めております。昨年度から配置しました生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）につきましては、5回の協議体会議により今後の方向性を固めたところであり、本年度は既存の取組・組織等を

活用しながら、地域の支援ニーズの把握や関係者のネットワーク化を進め、生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向けた取組を推進してまいります。また、本町の高齢化率は約40%となり、今後、増加が予想される認知症高齢者に適切に対応するため、認知症施策を推進してまいります。認知症初期集中支援推進事業として、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の方やその家族に対し早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」の活動により、早期診断・早期対応に向けた支援を実施してまいります。介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、訪問型サービス・通所型サービスを引き続き実施してまいります。さらに、高齢者が要介護状態となることをできる限り防ぐために、高齢者自身が地域において自立した日常生活を送れるよう一般介護予防事業として「通所型短期集中予防サービス運動教室」を実施してまいります。また、高齢者の認知機能・運動機能の向上を図るため「ふまねっと運動」等の介護予防教室・講習会を開催するとともに、本年度からの新たな事業として、町内4地区において、リハビリテーション専門職を活用し、認知症カフェの機能も取り入れた「リハカフェ（仮称）」を開催し、介護予防対策と認知症対策を兼ねた一体的な支援につなげてまいります。さらに、閉じこもり予防教室等も引き続き実施するとともに、要支援・要介護状態になるおそれのある対象者の把握に努め、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう推進してまいります。併せて、町独自のサービスであります地域支援事業及び生活支援事業につきましても、町内の社会福祉法人と連携を図りながら実施してまいります。第2期仁木町健康づくり計画は、町民の皆さまが心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、各世代別に生活習慣病予防に視点をおいた項目を定め推進しているところであります。町民一人ひとりが健康に関心を持ち、正しい生活習慣を身に付け、心身の健康づくりに取り組む必要があることから、疾病の早期発見、早期治療のための各種がん検診等を実施するとともに、保健師及び管理栄養士による健康教育・栄養指導や健康運動指導士による健康運動教室に加え、本年度も引き続き町内の内科医による生活習慣病予防に関する講話を開催し、町民の健康増進に努めてまいります。母子保健では、引き続き総合戦略の「結婚・妊娠・出産に対する支援プロジェクト」として、不妊に悩む家庭に対して北海道で実施している北海道特定不妊治療費助成事業を補完する不妊治療に対する助成を実施いたします。また、本年度から新たに新生児聴覚検査費の一部助成を実施し、難聴児を早期に発見し、適切な療育や治療につなげる支援を行ってまいります。妊婦健診、乳幼児健診、離乳食教室及び母子栄養食品の支給、助産師等の専門職を活用した母親学級、ベビーマッサージ教室、訪問活動につきましては、引き続き実施するとともに、切れ目なく妊娠、出産、子育てに関する相談の強化を図ってまいります。特に、発達障がい等、子育てに悩む家庭が増加していることから、臨床心理士による月1回の発達相談につきましても継続してまいります。精神保健では、在宅の精神障がい者の社会復帰を図ることを目的に、本年度も社会復帰学級を開催してまいります。予防事業では、予防接種法に基づくBCG、四種混合、日本脳炎など乳幼児の各種予防接種のほか、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌に対する助成を引き続き実施してまいります。そのほか、乳幼児期からの歯科保健対策に併せ、学齢期の虫歯予防対策として全ての小・中学校及び保育所において、フッ化物洗口を引き続き実施してまいります。また、ピロリ菌を早期に発見・除菌することにより、将来の胃ガン等の発症を予防することができることから、中学2年生の段階で、本人及び保護者が同意した希望者を対象に、検査から治療に至るまでの費用を全額町が負担するピロリ菌対策事業を昨年度から引き続き実施してまいります。北海道医療給付事業であります重度心身

障害者・ひとり親家庭等・乳幼児等の各医療給付につきましては、総合戦略の「子育て世代の経済的支援プロジェクト」として、中学生までの入通院を対象とした乳幼児等医療費助成を引き続き実施するほか、それぞれの医療給付制度に町単独給付を上乗せし、実施してまいります。国民健康保険事業は、他の健康保険に加入していない方を対象とした医療保険制度で、被保険者が充実した医療給付を受けられるよう、市町村が運営してきたところでありましたが、昨年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営における中心的な役割を担っております。本町は、昨年度に国保税の引き下げを行いました。今後も安定的な財政基盤の維持に努めながら、皆さまの健康を支えてまいります。後期高齢者医療制度については、保険料の徴収、被保険者証の交付、各種届出・申請書の受付などの業務を引き続き行ってまいります。また、国民健康保険及び後期高齢者医療保険の被保険者に対し、引き続き被保険者の健康増進を支援する特定健診・特定保健指導、胃がん・子宮がん検診等への一部補助や短期人間ドック事業を実施してまいります。

町民の皆さまが安心して暮らしていくための医療体制につきましては、町内の民間医療機関と連携し、一次医療体制の確保を図ってまいります。また、北しりべし定住自立圏における広域連携により、二次医療体制及び救急医療体制の維持を図るとともに、課題となっておりました周産期医療体制の確保につきましては、昨年7月から小樽協会病院の分娩取扱が再開され、本年度からは更なる体制の充実が図られる予定となっております。なお、産婦人科体制の維持に係る支援につきましては、北後志6市町村、北海道及び関係医療機関で設置している「北後志周産期医療協議会」において、新たな財政支援を行うこととなり、本協議会の決定事項に基づき、本町も応分の財政支援を行ってまいります。

町民皆さまの生命、身体及び財産を守ることは、行政の使命であります。災害を未然に防ぐ対策や、迅速な消防活動及び救急救助体制につきましては、北後志消防組合仁木支署及び仁木消防団との連携を強化しながら充実を図ってまいります。仁木支署職員は、救急救命士5名を含む16名体制となっており、北海道消防学校での教育、札幌医科大学付属病院や余市協会病院での実習など各種研修に参加し、消防・救急救命技能の維持向上に努めております。また、救命における早期の治療開始と搬送時間の短縮を図るため、仁木支署前をドクターヘリのヘリポートとして、引き続き活用してまいります。さらには、近年、雪山においてバックカントリースキーヤーなどの遭難事故が発生していることから、遭難者を早期発見するため、また救助する側の2次被害にも備えるため、雪崩ビーコンの整備を行ってまいります。消防車両の状況につきましては、高規格救急車が1台、水槽付消防ポンプ自動車Ⅱ型が2台、小型動力ポンプ付積載車を仁木、然別、大江、西馬、銀山、長沢及び尾根内地区に各1台配備しております。仁木消防団につきましては、本年2月1日現在、男性団員が84名、女性団員が18名の合計102名の実員体制となっております。消防団は地域防災力の要であり、地域の安全・安心を確保するため、献身的かつ奉仕的に活動してまいります。近年、町内で火災の発生が見られる中、教育訓練や演習などの機会により消防団員の技能の向上に努めるとともに、訓練用水消火器の更新など訓練資機材の充実を図り、町民の防火意識の向上にも努めてまいります。今後におきましても、仁木支署職員との連携強化や町防災関係機関との緊密な情報交換を行い、地域の安心・安全を確保してまいります。近年頻発している地震・台風等による自然災害や原発事故による原子力災害に対し、国及び北海道による原子力防災計画等の修正を踏まえ、引き続き地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道全域でブラックアウト

トが発生し、町内全域でも約1日間、停電が発生する事態となりました。このような災害発生に備え、北海道から交付される原子力防災対策費補助金を活用して、災害発生時に使用する投光機や発電機などの防災資機材の整備や非常食の備蓄整備を引き続き行ってまいります。自然災害に関する情報につきましては、防災行政無線を活用して気象情報を伝えるとともに、防災ガイドブックを作成し、余市川の洪水浸水想定区域、土砂災害危険箇所等について住民の皆さまに改めて周知してまいります。仁木町地域防災訓練及び北海道原子力防災訓練につきましては、引き続き取り組むこととし、町民の災害対策に関する理解を深め、防災意識の高揚を図ってまいります。さらには、台風や豪雨の被害を最小限にするため、余市川の洪水を対象とした避難勧告着目型の水害タイムライン（防災行動計画）の素案を策定し、北海道と連携して課題を抽出の上、本格運用に向けた取組を行ってまいります。余市川の水害対策につきましては、固定式大型排水ポンプ4台、移動式大型排水ポンプ5台を配備し、農作物等の冠水被害防止に努めてまいります。今後におきましても、国、北海道及び周辺自治体と連携を図りながら、自然災害及び原子力災害の防災対策を進めてまいります。交通安全対策につきましては、平成24年3月から続けております「交通死亡事故ゼロの日」が、本年1月30日で2500日を達成しております。毎年、スピードの出し過ぎや高齢運転者による事故や飲酒による事故も後を絶たないことから、継続して交通安全に関する教育・普及啓発活動及び各期別運動を展開するとともに、チャイルドシート購入に対する助成の継続や運転免許証自主返納に係る助成を実施し、有機的な連携が図られるよう取り組んでまいります。町民の安全確保と犯罪防止のために防犯灯や街路灯の役割は大きいことから、省エネによる環境への配慮や電気料のコスト削減のため、引き続きLED化を推進し、仁木町街路灯設置費等補助金交付規則に基づき助成してまいります。

学び～心豊かに学び育むまちづくり～。教育における地域課題やあるべき姿を共有し、効果的に教育行政を推進するため、総合教育会議において教育・学術及び文化の振興、児童・生徒の安全対策などの協議を進めてまいります。「仁木町教育大綱」の目標である「未来につなぐ豊かさを育む確かな教育の創造」、「うるおいとやすらぎを生む心の豊かさ」と文化の創造」達成に向け、教育委員会・関係機関と意思疎通を図り、未来を担う青少年の健全育成を始め、教育行政のより一層の推進を図ってまいります。

潤い～やすらぎと潤いのあるまちづくり～。生活や産業の基盤であります道路・水道の整備及び適切な維持管理、河川の適切な維持管理を通じ、町民の安全・安心で快適な生活を守るという使命を確実に果たせるよう取り組んでまいります。道路整備事業につきましては、地域住民の利便性の向上を図るため、昨年度に調査測量設計を終えました北町2丁目の町道北星2号線の改良舗装工事（延長60m）を実施してまいります。また、次年度の改良舗装工事に向け、東町15丁目の町道中フレイト線の調査測量設計（延長219m）を実施してまいります。橋りょう補修事業につきましては、既設橋りょうの長寿命化を図るため、年次計画に基づき、老朽化が著しい然別橋の補修工事（3年目）及び砥の川橋の補修工事（2年目）を引き続き実施してまいります。町道の維持管理につきましては、交通安全確保のため、本年度も定期的にパトロールを実施し、路肩等の草刈り、路面補修などを行ってまいります。除雪事業につきましては、冬期間の生活道路を確保するため、町道の除雪延長89km（車道132路線、歩道9路線）を委託業務により実施するとともに、道路幅員確保のため、排雪業務を実施してまいります。個人が管理する私有道路につきましても、除雪を対象とした補助金を引き続き交付してまいります。河川の維持管理につきましては、河川災害の発生防止に向け、砂利上げなどの河床整理や河川内立木の伐採・除去及び護岸保護に努めてまいります。

町営住宅事業につきましては、「仁木町営住宅等長寿命化計画」に基づき、ふれあい39外壁等改修工事を実施してまいります。仁木町における住生活の安定の確保、向上の促進及び町営住宅等の長寿命化と事業量の平準化を図ることを目的として、平成21年度に策定した「仁木町住宅マスタープラン及び仁木町営住宅等長寿命化計画」が、本年度をもって計画期間が終了することから、新たな計画を策定してまいります。水道事業につきましては、引き続き、大江地区の配水管整備事業を進めてまいります。本年度は、大江2丁目の国道5号沿い水道本管布設替工事（延長1750m）及び町道光明寺線外3路線の水道本管布設替工事（延長590m）を実施してまいります。また、新然別浄水場を始めとする各水道施設の機械・電気設備につきましても、ろ過装置である膜モジュールの交換等、計画的な更新を進めてまいります。今後におきましても、町民の皆さまに安全・安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

新築住宅の建設や住宅リフォームに対して補助する定住促進住宅補助事業を本年度も引き続き実施するほか、地方創生の取組により若者を中心とした首都圏等からの転入者の増加に伴う人口の社会増に対応するため、民間の賃貸共同住宅建設に対して補助する定住促進共同住宅建設費補助事業を実施して、移住・定住化の促進を図ってまいります。

公共交通を確保することは、町民の皆さまの日々の生活に直結する重要な課題であります。生活バスの運行は、通学や通院、買い物など、交通弱者の日常生活に必要な不可欠なものであり、昨年10月から町営予約制バスの本格運行を開始したところであります。今後も町民の皆さまからのご意見・ご要望などを伺い、より効率的で持続可能な交通体系の確立に向けて、皆さまに喜ばれる予約制バスの運行に努めてまいります。昨年12月、北海道横断自動車道余市・小樽間が開通し、本町から札幌市までの所要時間が短縮され、産業振興や安心安全な町づくりに大きな効果があるものと期待しているところであります。高規格道路の俱知安・余市道路につきましては、北海道開発局の直轄事業として行われており、本年度も順次、道路設計、調査測量及び一部工事が行われる予定になっております。また、北海道新幹線につきましても、尾根内地区の二ツ森トンネルで昨年5月から本坑トンネル掘削が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において開始されております。工事の際に発生する建設残土の受入地につきましては、町から候補地を紹介し、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構において調査・検討を進めているところであります。今後におきましても、両事業が円滑に進められるよう対応してまいります。

近年、ライフスタイルや住環境の変化に伴い、ごみの種類も多様化しており、環境負荷の増大が懸念されております。家庭から排出される「燃やせるごみ」につきましては6市町村で構成する北しりべし廃棄物処理広域連合において焼却を行い、「燃やせないごみ」につきましては回収後再分別を行い、仁木町クリーンセンターに埋め立てております。町民皆さまのご協力により、分別収集やリサイクル資源の適正処理が励行されていることにより、ごみの減量化が図られているところでありますが、今後におきましても、更なるごみの減量化と各種資源ごみリサイクルの啓発を推進し、町民意識の向上を図るとともに仁木町クリーンセンターの延命化に努めてまいります。粗大ごみの収集につきましては、仁木町クリーンセンターへの自己搬入が困難な方のために、本年度も収集を2回実施してまいります。また、ゴミステーションまで排出することが困難で、他の協力が得にくい高齢者や障がい者の方々に対し、声かけによる安否の確認を兼ねて個別に訪問しごみを収集する「ふれあい収集」について、支援を必要とする世帯の把握に努めてきたところでありますが、本年度は世帯への聞き取り調査を行い、ごみの排出量や収集回数等を把握する

ための実証実験を行ってまいります。環境対策につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、町内の個人設置・個人管理による合併処理浄化槽の設置に係る助成事業を更に5年間継続し、快適で衛生的な生活環境の確保を図ってまいります。また、余市町、赤井川村とともに例年5月に実施しております余市川クリーンアップ作戦を引き続き実施し、水質保全に努めてまいります。火葬場につきましては、昭和59年の建設から35年が経過し、老朽化が進んでいる中、小規模改修を重ねてきたところではありますが、本年度はトイレの水洗化、照明器具のLED化、内装リフォーム等の大規模改修を行い、高齢の方や障がいのある方に配慮し、誰でも使いやすい施設となるよう整備を進めてまいります。

活力～豊かで活力あるまちづくり～。昨年の仁木町農業を振り返りますと、4月から7月にかけて気温が大きく変動したこと、7月の大雨や9月の台風など農耕期間中の天候が総じて不順なものとなり、農作物の生育に大きな影響をもたらしました。このような中であっても主力のミニトマトの生産につきましては、昨年から稼動した集出荷貯蔵施設での新たな共同選果の導入により、収穫量が増えたこともあり、前年を上回る販売数量、出荷額となりました。水稻につきましては、作況指数が94であったものの全道値を上回り、一等米も7割程度となったところでもあります。ブドウは、露地栽培の生食向けの生産量が大きく減少し、ハウス栽培でも平年を下回る収量ではあったものの、品質は平年並みとなりました。また、醸造につきましては、平年並みの収量となっております。サクランボは、品種間での差異はあるものの、全体として前年比35%程度収量が少なかったものと推計しております。農業を取り巻く国際環境は、環太平洋連携協定の新協定（TPP11）が昨年12月、欧州連合との経済連携協定（EPA）が本年2月にそれぞれ発効されました。関税削減等の影響により一部の農畜産物に価格低下が見られているところではありますが、国や北海道の試算により本町への影響は少ないものと考えているところでもあります。国内においては、国が関与する米の生産調整（減反政策）が廃止されるなど、新たな米政策の2年目を迎えることとなります。新たな米政策においては「用途や販売を意識した米づくり」（売れる米づくり）の推進が従前にも増して重要となっております。町内においては、全国有数の産地へと発展した「ミニトマト」は、品質の高さに加え、厳しい気象条件の中にあっても産地としての責務である定量・安定出荷などに高い評価を得ており、作付けが拡大しております。30年からの共同選果も2年目となり、より一層品質の安定化が期待される所です。本町の基幹産業の農業は、地域経済や雇用に大きな役割を担っており、将来に向けても、この役割を果たしていくことができるよう、新規就農者、農業法人など多様な担い手の育成・確保や農業生産基盤の整備に努め、生産力の強化を図るとともに、本町の特色ある農産物や気象条件を活かした六次産業化による付加価値の創出に向け、取組を推進してまいります。豊かで活力ある本町農業の実現に向け、「ミニトマト」、「サクランボ」、「ブドウ」、「水稻」など、本町の誇る農産物を武器に、農業者、関係機関はもとより多様な企業とも連携し、国や北海道の支援制度を有効に活用しながら、強い農業づくりに邁進してまいります。個別の取組といたしましては、新規就農者施設園芸促進ハウス新設事業について、高齢化の進行による農業者の大幅な減少が予測される中、新規就農者に対し生産基盤となるパイプハウスの新設を支援してまいります。果樹ハウス長寿命化対策事業につきましては、サクランボ、ブドウなどの果樹連棟ハウスの老朽化した雨どいなどの部材の補修へ支援をしてまいります。新規就農者受入協議会の活動につきましては、本町での就農を希望する方に対し、関係機関合同で相談を受ける体制を整備してまいります。ブランド産地確立事業につきましては、新おたる農業協同組合が実施する仁木町産農産物PR活動

や、農産物のブランド化の支援に引き続き取り組んでまいります。特に、生食用ブドウの「シャインマスカット」のブランド化に向け、生産者団体及び関係団体で組織したブランド化推進チームの取組に参加するほか、本年度も栽培技術の高位平準化を進めるため、北海道の地域農業支援会議の制度を活用し、生産者組織、町、新おたる農業協同組合、後志農業改良普及センター北後志支所、北海道立総合研究機構農業研究本部が連携し、課題解決に取り組んでまいります。地力増進対策事業につきましては、収益性の高い農業を確立するため、土づくりのための堆肥・発酵促進剤の導入に対する支援に引き続き取り組んでまいります。醸造用ブドウ圃場・醸造施設整備事業につきましては、余市町と連携して進めております「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」を推進するため、国の交付金を活用し、昨年度に引き続き支援してまいります。農業基盤整備促進事業につきましては、国の事業を活用し、低コスト生産や省力化のため畦畔除去による水田の区画拡大など簡易な基盤整備に対し、昨年度に引き続き支援してまいります。余市川流域に設置されている農業用水を取り入れる5つの頭首工は、設置後40年以上が経過し、経年劣化が進み、倒壊の危険があるほか、幹線水路の老朽化も著しく、水田農業への影響が懸念されております。このため、余市川土地改良区が行う改修事業に対し支援を継続して行ってまいります。本年度は、道営農業農村整備事業において実施する仁木頭首工及び大江頭首工の改修工事が計画されているほか、土地改良施設維持管理適正化事業において実施する尾根内幹線水路及び東町支線水路の改修工事が計画されております。また、30年産からの新たな米政策の下、本町の水田農業の実態に即した、きめ細やかな対応が必要となることから、本年度は農業再生協議会を町独自で立ち上げて、事業に取り組んでまいります。有害鳥獣駆除対策につきましては、仁木町鳥獣被害対策実施隊を中心にエゾシカなどの駆除を引き続き実施してまいります。また、増加傾向にある有害鳥獣に対して、農作物に被害を受けている方の狩猟免許取得に対する支援に加え、アライグマ用箱わな、鹿用くくりわな、鹿用電気柵の購入に対する支援にも取り組んでまいります。本年度も、農業者の皆さまと力を合わせ、戦い抜ける仁木町農業の実現に向け全力で取り組んでまいります。

遊休町有地につきましては、現在、民間等への賃貸により一部活用しているところであり、引き続きホームページなどを活用し情報発信を行うとともに、民間活力を導入した事業展開を図ってまいります。また、町民の財産である町有林に関しては、本年度は新たな森林計画を策定し、定植後60年を超える森林の計画的な伐採、植栽を行うことにより、二酸化炭素の排出量の削減に努め、生活環境の保全、水源の涵養機能や生物の多様性の保全を図りつつ、引き続き適正な管理に努めてまいります。

総合戦略に位置付け、余市町と連携して進めております「余市・仁木ワインツーリズムプロジェクト」につきましては、新規ヴィンヤール（ワイナリー事業者）の開拓に向けた、東京での誘致セミナーの開催や、二次交通の課題解決のための循環バス実証実験等について実施してまいりましたので、本年度はこれまでの成果を踏まえ、新たなワインツーリズムバスの運行や、観光協会への事業委託などを実施し、民間団体等の自発的及び主体的活動につなげていくための支援を行うなど、継続的な集客事業の素地づくりを行い、集客力を強化する取組を行ってまいります。一方、新規ワイナリーについても圃場整備や醸造施設の補助金を活用して、整備が進められてきたところではありますが、本年度をもって国の交付金が終了することとなっております。増加する新規ワイナリーへの継続的な支援は、なお必要であることから、引き続き国や北海道からの支援が得られるよう情報の収集や事業計画の策定に取り組んでまいります。国内の経

済状況は緩やかに好景気へと転換しているとの見方がありますが、町内の商工業者は引き続き厳しい経営環境におかれておりますので、経営合理化や事業の円滑化を図るため、道融資等を受ける資金の保証料に対する助成を引き続き行ってまいります。また、経営指導や各種相談業務を行い、町内商工業者の健全育成にあたっている商工会に対する助成も継続してまいります。企業の進出は、町内経済の拡大や就労場の創設、税収の増大など、町の振興に大きな効果が期待できることから、仁木町企業立地促進条例や国の生産性向上特別措置法に基づき、企業誘致や設備投資等に対する支援を進めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、現在3名の隊員が町内に居住して、地域ブランド品の開発やPR活動、観光事業等の地域おこし活動に取り組んでいるところでありますが、地方創生を一層推進させるため、新たに隊員を募集し増員を図ることとしております。地域協力活動の円滑な実施や、隊員の本町への定住、定着を促進させるため、関係機関、団体と連携し支援を行ってまいります。

観光農業の拠点施設であるフルーツパークにきは、オープン以来、農業と観光振興を通じた地域経済活性化施設としての役割を担っております。管理運営につきましては、指定管理者制度を継続し、民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図ってまいります。また、今後の施設のあり方につきましても引き続き検討・協議してまいります。仁木町観光管理センターは、果樹観光農家や観光農園と直売店の相互調整、観光情報の発信等、公の施設としての役割を担っております。引き続き指定管理者制度による効率的な運営に努めるとともに、観光管理センターのあり方等、今後の方向性につきまして、関係機関・団体と協議を進めてまいります。「さくらんぼフェスティバル」や「うまいもんじゃ祭り」などの各種イベントにつきましては、引き続き実行委員会を始め、関係者の皆さま方にご理解とご協力をいただきながら、効果的な観光イベントとなるよう実施してまいります。また、昨年開催したフルーツ&ワインマラニックを引き続き開催し、スポーツを活用して、本町の美しい風景と農産物やワインなどの味覚を楽しんでいただきながら、本町の魅力に触れていただき、新しい観光客層の取り込みやワインツーリズムの振興を推進してまいります。また、仁木町観光協会に対する助成につきましては、イメージキャラクターや地域資源を活かした観光事業に加え、ワインツーリズムに関連した新規事業などにも取り組んでいるところでありますが、緊密な連携の下、継続して支援を行ってまいります。

「にき果実とやすらぎの里大使」であります井口氏、岩本氏によるPR活動につきましては、引き続き本町の魅力を発信していただき、町の認知度及びイメージの向上や特産品のPR活動に取り組んでいただけるよう、要請してまいります。スポーツ活動を通じた町民の健康増進と交流活動の場であるふれあい遊トピア公園は、町民の皆さまを始め、多くの方々の利用により賑わっております。民間の効率的な運営と利用者サービスの向上を図るため、引き続き指定管理者制度による運営を行ってまいります。昨年度は4千万円余りの寄附をいただきました、ふるさと納税寄附金につきましては、国においても制度の見直しが進められていることから、民間企業のノウハウやネットワークを活用の下、関係機関・団体のご協力をいただきながら、返礼品贈呈事業に取り組んでまいります。

協働～持続可能な行財政運営と協働のまちづくり～。核家族化、少子高齢化の進行などにより、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変わり、地域社会が抱える課題も、福祉や子育て、防災、防犯など多岐にわたっております。これら地域課題に対応するには行政だけでなく、町内会、個人やまちづくり団体、行政がそれぞれの役割分担を考え、互いに協力し行動することが大切であります。そして、自助、共助、公

助の視点に立ち、行政が住民や団体とともに取り組む協働のまちづくりを積極的に進めることが求められています。町内会や各種ボランティアグループが連携を図りながら、将来にわたり支え合い、助け合う地域コミュニティづくりを進めるため、まちづくり協働事業助成や、町内会連絡協議会やコミュニティ運動推進委員会など住民活動への支援を継続してまいります。「まちづくりはひとづくり」を理念に協働のまちづくりを進める中、これからも情報提供への要望はますます高まってくるものと考えられます。親しみやすい・分かりやすい広報活動を展開し、町広報紙を始めとし、ホームページやSNSなど様々な情報共有ツールを使用した行政情報及び地域情報の発信を積極的に行うことにより、的確かつ迅速な情報発信に努め、より多くの町民の声を聴き、町民相互の連携が図られるよう広聴機能の強化に努めてまいります。本町が自主自立に向けたまちづくりを更に進めていくためには、人口や財政の規模に見合った町政運営が必要となりますが、必要な事業に適正な予算を配分・運営し、本年度は総合戦略の検証と次期計画策定に向けた準備に着手してまいります。さらに、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる効率的・機能的な行政体制の確立に努め、幅広い知識や行政実務能力の多様な視点や発想力を持った職員の育成を図るため、北海道との人事交流も継続的に実施するとともに、職員の意識改革や能力向上を図るため人事評価制度を活用し、職員間でのコミュニケーションの活性化や組織マネジメントの強化を図りつつ、能力開発・人材育成にその効果が発揮できるよう検証・運用を図ってまいります。また、本年度は平成29年に策定した公共施設等総合管理計画を踏まえて、庁舎を含む複合施設の点検、診断を実施し、その結果を基に維持管理などの具体を定める個別施設計画を策定し、トータルコストの縮減、平準化を図ってまいります。

むすび。以上、平成31年度の町政執行に関する所信と主な施策を申し述べさせていただきました。美しい自然と景観の下、温かい心と寛容な心を持った町民の皆さまとともに、この仁木町を持続的に発展させることが私に与えられた最大の使命であると考えております。変化が加速化する時代を迎え、これまでの経験則では対応しきれない困難や課題に直面することは避けられません。そのような中で、私は、守るべきものを守る冷静さと、変えるべきものを変える勇気を持ち、誰もが幸せと誇りを感じられる郷土、仁木町を創ってまいり所存であります。議員各位並びに町民の皆さんのより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、町政執行方針といたします。

○議長（横関一雄）次に、『平成31年度仁木町教育行政執行方針について』発言を許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）平成31年第1回仁木町議会定例会の開会にあたり、本町の教育行政執行方針について申し上げます。町民の皆さまを始め、町議会議員の皆さまのご協力、関係各位の心温まる支援によりまして、平成30年度の教育行政を円滑に推進できましたことに、心から感謝とお礼を申し上げます。

さて、これからの社会は、IoTやビッグデータ、人工知能を始めとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の進展などにより、大きく変化することが予想されています。これからの教育には、こうした社会の変化に主体的に向き合いながら、自らの可能性を発揮し、未来を切り拓く力を身に付けていくことが求められており、「ふるさと仁木」に愛着を持ち、世界に視野を広げ、多様性を尊重し、共に支えあいながら、理解し解決できる人材を育むことが重要と考えております。

平成31年度教育行政執行方針を策定するにあたり、「仁木町に生まれて良かった。育てて良かった」と誰もが思える町にするため、第5期仁木町総合計画を基に、仁木町教育大綱及び仁木町教育目標に定める「心豊かに学び育むまちづくり」の具現化に向け、「学校教育」と「生涯学習」が有機的に関わりながら取組の

方向と具体的な施策を定めました。

始めに、学校教育について申し上げます。

学校教育の役割は、子どもたちが将来、社会で自立し、自らの人生を豊かにするために必要な基礎的な力を身に付けさせるとともに、一人ひとりの個性や可能性を引き出すことにあります。新しい学習指導要領は、小学校では2020年度から、中学校では2021年度から全面实施されるところであり、その中では子どもたちがこれからの時代を生き抜く力を身に付けるためには、各学校がより良い学校教育を通して、より良い社会を創るという目標を社会と共有し、必要な資質や能力を、社会との連携・協働により育成する「社会に開かれた教育課程」の理念を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。本町の学校教育におきましては、円滑な学校運営を基盤とし、新しい学習指導要領における様々な学習内容を見据えながら、一層の充実を図るため、重点的に取り組む施策を定めました。

重点の1つ目は、「確かな学力の育成」であります。子どもたちが変化の激しい時代を生きていくためには、基礎的、基本的な知識・技能の習得とそれらを活用した課題解決のために必要な思考力や判断力、表現力などを育むことが重要であり、加えて、主体的、対話的で深い学びを充実させる必要があります。そのためには、教職員一人ひとりが、これまでの優れた教育実践の中において授業を見つめ直し、これからの時代に求められる資質や能力を育てていくことが重要であります。全国学力・学習状況調査の結果から、知識的な学力及び活用的な学力はともに定着傾向にありますが、文章力や記述式の回答などは底上げが必要であると受け止めており、複数の教職員が連携して授業を行うTT指導など、きめ細かな指導の充実を図ってまいります。また、イベント等を通じた地域協働の充実、家庭学習の習慣化、学校内における連携を強化した組織づくりなど、学びを広げる取組を一層進めてまいります。学校力向上支援員につきましては、これまで実施してきたTT指導、その日の授業や学期のまとめ学習を集団で行う放課後学習会や長期休業期間中の学習会の支援など学力向上に対する方策のほか、不登校児童生徒の学校への早期復帰に対する支援、児童生徒の生活指導、教職員の指導力向上や学校経営力の向上に対する支援を行い、児童生徒の学力向上や適応指導、学校の指導力向上に成果を上げております。本年度におきましても、引き続き小学校と中学校に配置してまいります。特別支援教育支援員につきましても各学校に配置し、教育的配慮が必要な児童生徒に対し個々に応じたきめ細かな教育を進めてまいります。また、仁木町特別支援教育連携協議会につきましては、支援を必要とする幼児及び児童生徒に係るケース会議を開催するほか、緊急的に合理的配慮が必要な児童生徒の事案に対し柔軟に対応できるよう教育支援会議を設置し、早期の実態把握や対応に努め、適切な相談、支援体制の充実を図ってまいります。外国語指導助手（ALT）の活用につきましては、新しい学習指導要領により小学校で実施されます3・4年生の外国語活動並びに5・6年生の外国語の教科化を見据え、昨年度からALTを2名体制として実施しており、本年度におきましても、引き続き児童生徒の対話的な学びにつながる学習を実践してまいります。情報通信技術（ICT）の活用につきましては、小学校では翌年度から必修化されるプログラミング教育の準備として、専用ソフトやロボットを導入した授業展開並びに、家庭学習をサポートするeラーニングシステムの活用を実施してまいります。また、ウインドウズセブンのサポートが翌年1月に終了することから、各学校のパソコンを更新し、セキュリティを強化してまいります。経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者の負担を軽減するた

めに実施している就学援助につきましては、今後も引き続き本制度の周知と運用に努めてまいります。

重点の2つ目は、「豊かな心と健やかな身体の育成」であります。近年、相手のことをうまく理解できず、一方的に思いをぶつけてしまうことで相手を傷つけ、困惑させてしまう児童生徒が増加傾向となっていることから、中学校では本年度から特別の教科となる「道徳」や体験学習、さらには読書活動を推進し、「健やかな心」の育成を図ってまいります。あいさつは、人間が社会で生活していく上での潤滑油であり、コミュニケーションの基本と言われております。あいさつの励行につきましては、教育委員会や学校において、元気に相手の目を見てあいさつができる児童生徒が増えるよう積極的に取り組んでまいりました。本年度も引き続き、誰に対しても気持ちが伝わる心のこもったあいさつができるよう取り組んでまいります。

「郷土を愛する心」の育成につきましては、総合的な学習や社会科見学において、本町の基幹産業である農業の体験学習や地元企業等からの講師派遣など、地域資源や人材の積極的な活用を図るほか、学校教育と生涯学習を連携させ、本町の歴史や地域に触れる「ふるさと学習」を推進してまいります。また、地域における社会生活を総合的に理解し、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りや愛情を育むため、小学校中学年で使用しております社会科副読本の全面改定に着手いたします。このほか、中学2年生を対象とした宿泊研修時における演劇等鑑賞経費の一部助成を引き続き実施し、「豊かな心」の育成を図ってまいります。いじめ対策につきましては、仁木町子どものいじめ防止条例の周知を図るとともに、各学校における望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめ等の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図れるよう取り進めてまいります。体調不良やその他の要因により不登校となる児童生徒やそれらの状況に悩む保護者に対して適切なサポートができるよう、仁木町不登校等児童・生徒支援会議を活用し、早期に対応できる体制づくりや関係機関との連携に努めてまいります。児童生徒の心の悩みへの対応につきましては、臨床心理に関して専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーの継続配置を北海道教育委員会へ要望してまいります。情報モラル教育につきましては、ツイッターやBBS（電子掲示板）、動画投稿サイトなどにおける、不法行為やネットいじめなどのネットトラブルが北海道教育委員会から報告されていることから、これらの利用方法について、共通で一貫した指導を関係機関、保護者、小中学校間の連携により進めるほか、北海道教育委員会による「ネットトラブル未然防止のためのネットパトロール」を活用し、指導・啓発を行ってまいります。健やかな身体は、あらゆる活動の源として、意欲や気力の充実に大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであります。文部科学省実施の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から、小学校、中学校共に、女子の運動能力に課題が見受けられるため、学校及びスポーツ少年団等と連携を図り、課題解決に向けた取組を進めてまいります。児童生徒の健康課題の解決につきましては、学校保健委員会を活用し、子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するため学校全体として取り組んでまいります。

重点の3つ目は、「信頼される学校づくり」であります。地域と連携した信頼される学校づくりにつきましては、保護者アンケートや学校評価を引き続き行い、保護者や地域住民に対し、学校だよりや授業参観を通じて、アンケート結果や学校の改善方法を説明する取組を進めてまいります。また、学校職員人事評価により、教職員による主体的な資質向上やモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など、今後一層、教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図ってまいります。近年問題視されている教職員の長時

間労働の対応につきましては、仁木町立学校の働き方改革アクションプランに基づき、昨年度から長期休業期間中における閉校日や、定時退勤日を設定し、取組を進めているところでありますが、本年度は、各学校に校務支援システムを導入し、指導要録や通知表作成などの業務の効率化・省力化を図るとともに、出退勤時間の管理などを行い、引き続き業務削減や勤務環境の整備に取り組んでまいります。

重点の4つ目は、「安全・安心な学校・地域づくり」であります。昨年9月に発生した胆振東部地震や大規模な自然災害などを踏まえ、学校における各種災害対応マニュアルの見直し、防災訓練の実施等、引き続き防災教育の充実を図るとともに、危機管理能力を育てる指導などの教育の充実に努めてまいります。児童生徒の登下校における安全の確保につきましては、仁木町通学路安全推進会議を必要に応じて開催し、通学路の安全確認を実施するほか、スクールバスの運行や「子ども110番協力の家」に対する理解を深める活動など、児童生徒を見守る体制や啓発活動を継続してまいります。小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間を系統的・継続的な教育を行うための有効な方法の一つとして、平成27年度から調査研究を進めておりましたが、本年度から小中一貫教育やコミュニティスクールの導入に向けた検討をより発展させて進めることを目指し、様々な学校形態がある中で本町にとって一番好ましいものを見極めるため、「仁木町立学校整備促進審議会」を設置し、地域住民からの意見を積み上げることにより、様々な角度から検討を進めてまいります。また、各学校とも建設後、四半世紀を経過していることから、文部科学省から示されているインフラ長寿命化に係る指針や仁木町公共施設等総合管理計画に基づき、校舎の大規模修繕を見据えた個別施設計画の策定について、仁木町立学校整備促進審議会での検討結果を踏まえ、準備を進めてまいります。

重点の5つ目は、「学校給食の充実」であります。食育につきましては、仁木小学校に配置されている栄養教諭を中心として、引き続き各学校において、定期的、計画的に指導を行い、児童生徒自らが健康を管理する力を育むとともに、本町及び北後志管内を始め、北海道産食材を積極的に取り入れることにより、地域の産業や文化を学び、生産者への感謝の気持ちや生命を尊重する心を育む食育の充実を図ってまいります。学校給食につきましては、「安全・安心な学校給食の提供」を第一に、献立の工夫や改善に努めているところであり、今後におきましても栄養バランスに配慮し、児童生徒の思い出に残る学校給食の提供に努めてまいります。なお、子育て世代の経済的支援を図るため、学校給食費の補助を本年度も引き続き実施してまいります。

続きまして、生涯学習について申し上げます。

生涯学習の役割は、町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自発的・自主的に学び続けることができる社会の実現を目指すことにあります。本町の生涯学習におきましても、心の豊かさと生きがいを育むため、学習環境の充実を図り、各世代に応じた学習活動ができるよう、重点的に取り組む政策を定めました。

重点の1つ目は、「社会教育活動の推進」であります。少子高齢化の進行や国際化、情報化の進展など、社会を取り巻く状況は急速に変化しております。このような状況において本町の社会教育を一層発展させるためには、豊かな人間性など生きる力を育成することはもとより、時代の潮流を的確に捉え、社会の急激な変化に対応できる人材の育成や確保、さらには学習機会の創出や情報提供などの充実が求められています。子どもたちの「生きる力」と「ふるさと仁木」への愛着や誇りを醸成するため、仁木町陶芸愛好会

や、いけばな愛好会など町内の社会教育関係団体並びに地域連携包括協定を締結しております株式会社もりもとに協力をいただき、年間を通して開催する子ども体験塾や小中学生を対象としたお菓子づくり教室を昨年度に引き続き実施してまいります。高齢者のやりがいや生きがいなど、充実した生活をサポートするため、「やすらぎ大学」を開催し、生きがいを高める学習や社会参加活動の促進と健康の保持・増進に努めてまいります。女性の学習意欲を高める取組といたしましては、「女性のつどい」など、各種事業を開催し、女性団体の活性化と地域課題に即した社会活動への参加の促進を支援してまいります。また、町民の国際感覚を高めるため、小中学校に配置している外国語指導助手を活用し、子ども向け英会話教室を開設するほか、やすらぎ大学においても英会話の時間を設けるなど、子どもから高齢者まで幅広く外国人との交流を推進してまいります。仁木町民センター及び図書室等の文化施設につきましては、町民のやすらぎの場として、適切な施設維持を実施するほか、図書室においては、計画的な図書の購入、蔵書の整理による読書環境の整備を図り、より一層の利用促進を図れるよう努めてまいります。

重点の2つ目は、「芸術・文化の振興」であります。芸術・文化は、私たちに喜びや感動、心のやすらぎをもたらし、人生に潤いを与えてくれるものであると同時に、豊かな感性や創造性を育む社会的財産であります。ゆとりと潤いを実感し、生涯を通して活動の推進を図るため、文化連盟や郷土芸能認定団体の活動支援を引き続き行うとともに、仁木みらい塾等の関係団体と連携を図り、文化芸術に触れる機会の拡充を進めてまいります。また、文化財の保護・活用につきましては、先人が築き上げてきた郷土の歴史を後世に伝えるため、町内文化財の調査及び保護活動を継続的に展開し、文化財を理解し、親しみ、保護する意識の啓発に努めてまいります。このほか、子どもたちに「郷土を愛する心」が育まれるよう、学校・地域・関係団体と連携し、町内史跡めぐりや地域における農業体験学習などの「ふるさと学習」を引き続き実施してまいります。

重点の3つ目は、「スポーツ活動の普及と振興」であります。スポーツは、青少年の心身の健全な発達を促し、仲間や指導者との交流や、達成感、連帯感などを高めるとともに、スポーツを通じて町民の交流を深め、地域におけるコミュニティの醸成にも大きな役割を担っております。町民の皆さまが体力や年齢に応じたスポーツ活動を行い、人格の形成や体力向上、青少年の健全育成や明るく豊かで活力に満ちた社会形成を図れるよう、各種スポーツ団体やスポーツ少年団への加入促進、各種スポーツ大会情報の提供や、各体育団体等への活動支援による各種事業の充実、スポーツ指導者研修会の開催など、スポーツ活動への積極的な関与や参加機会の拡充に努めてまいります。また、仁木町山村開発センター、仁木町営プール及び仁木町民スキー場等の体育施設につきましては、各施設とも町内外から多くの皆さまにご利用いただいております。これらの施設においては指定管理者や管理人と連携し、スポーツ活動の中心的施設としてより多くの皆さまに利用していただけるよう、引き続き適切な管理運営を行い、スポーツ環境の向上に努めてまいります。

以上、平成31年度に取り組む重点施策を申し上げます。

仁木町が、人口減少等の課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、人材育成を担う教育の役割が重要であります。教育委員会といたしましては、子どもたちから高齢者まで様々な社会変化にも果敢に挑戦し、仁木町の輝く未来を築き、幸福な人生を歩んでいくことができるよう、学校、家庭、地域、行政との緊密な連携のもと、一丸となって本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。町民の皆さまの積極

的な参画と、町議会議員の皆さまを始め、教育関係機関、団体等の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（横関一雄）以上で、『平成31年度仁木町町政執行方針』、『平成31年度仁木町教育行政執行方針』を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時21分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

お諮りします。以上で本日の日程はすべて終了しました。本日は、これで散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回の開催は3月11日月曜日、午前9時30分より開会しますので、ご出席願います。

本日のご審議大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時21分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年第1回仁木町議会定例会議決結果表

会 期 平成31年3月8日～3月19日（12日間）

1日目 平成31年3月8日（金）

（開会～午前9時30分 / 散会～午後2時21分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認第1号	専決処分事項の承認について 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について（専決第1号）	H31. 3. 8	承認可決
議案第1号	平成30年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第4号）	H31. 3. 8	原案可決
議案第2号	平成30年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	H31. 3. 8	原案可決
議案第3号	平成30年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	H31. 3. 8	原案可決
議案第4号	平成30年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	H31. 3. 8	原案可決